

鹿児島県第2期自殺対策計画（素案）

～誰も自殺に追い込まれることのない

鹿児島県の実現を目指して～

鹿児島県

目 次

第1章	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	計画の数値目標	
第2章	本県における自殺の状況	3
第3章	自殺対策の基本方針	14
第4章	基本施策	18
1	住民への啓発と周知	
2	生きることの促進要因への支援	
3	地域におけるネットワークの強化	
4	自殺対策を支える人材の育成	
5	市町村等への支援の強化	
6	評価について	
第5章	重点施策	25
1	高齢者に対する取組	
2	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組	
3	子ども・若者に対する取組	
4	被雇用者・勤め人に対する取組	
5	生活困窮者に対する取組	
6	女性に対する取組	
7	評価について	
第6章	自殺対策の推進体制	38
資料編		
資料1	基本施策における自殺対策に資する事業一覧	41
資料2	重点施策における自殺対策に資する事業一覧	50
資料3	相談窓口一覧	58
資料4	自殺対策基本法	60
資料5	自殺総合対策大綱概要	64
資料6	鹿児島県自殺対策計画に係る年間評価（H30～R4）	67

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、年間3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年10月に「自殺対策基本法」（以下「基本法」という。）が施行、平成19年6月に自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進の結果、平成22年には3万人を切り、それ以降は減少傾向にあります。

本県においても、平成10年に500人を超えて以降、年間の自殺者数は500人前後で推移していたところ、平成18年の507人をピークに減少傾向にありました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和4年は7年ぶりに自殺者数が300人を超え、依然として年間で300人近い方が自ら命を絶っていることから、深刻な事態が続いています。

このような状況の中、平成28年に改正基本法が施行され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、全ての都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定することとされ、国においては、令和4年10月に新たな大綱が閣議決定されたところです。

改正基本法及び新しい大綱の趣旨を踏まえて、関係機関や関係団体と連携を図り、総合的な自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現」を目指して、今回、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする「鹿児島県自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、改正基本法第13条第1項の規定に基づき、新たな大綱及び本県の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

また、かごしま未来創造ビジョン、健康かごしま21と整合性を図るものとしてします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、取組の進捗状況や本県の自殺の実態、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の数値目標

国は、大綱において、令和8年までに、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

	現状値	目標値	
	平成27年 (2015年)	令和8年 (2026年)	令和10年 (2028年)
自殺死亡率	19.0	13.3以下	13.3以下

本計画では、計画期間の最終年となる令和10（2028）年までに、平成27（2015）年の自殺死亡率19.0と比べて30%以上減の13.3以下を目標とします。

（人口 10 万人当たりの自殺者数）

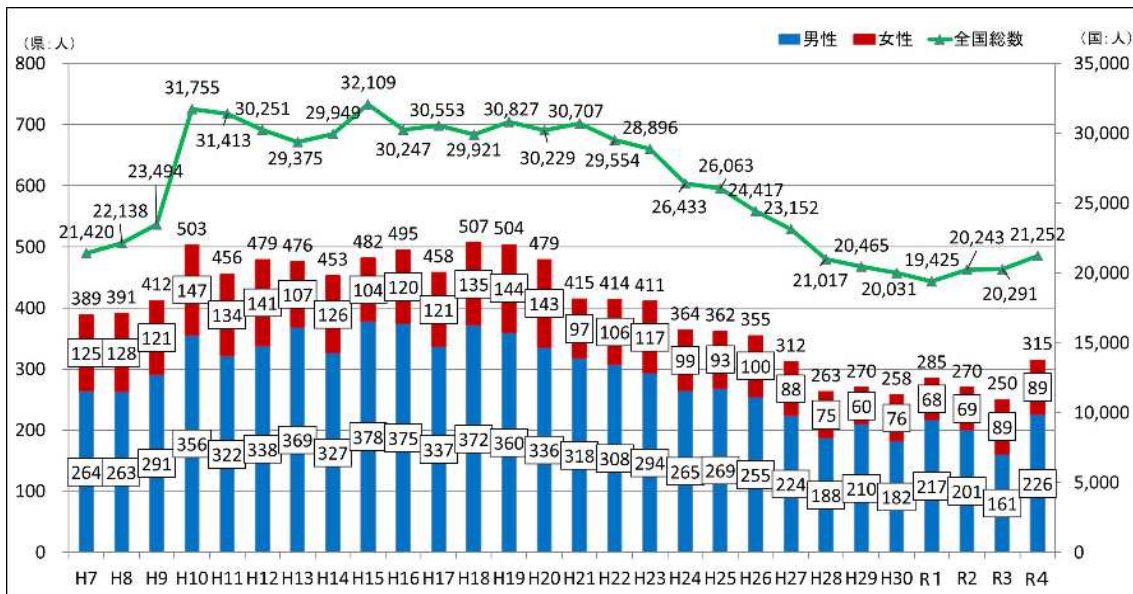
第2章 本県における自殺の状況

1 自殺者数の推移

本県の自殺者数は、平成10年（1998年）以降、500人前後で推移していましたが、平成18年（2006年）以降は減少傾向にあります。

しかし、令和4年では令和3年に比べ65人増加しており、年間で300人を超える方が自殺で亡くなっていることから、非常に深刻な状況にあります。

図1 【鹿児島県】 自殺者数の推移（平成7～令和4年）



(資料：人口動態統計)

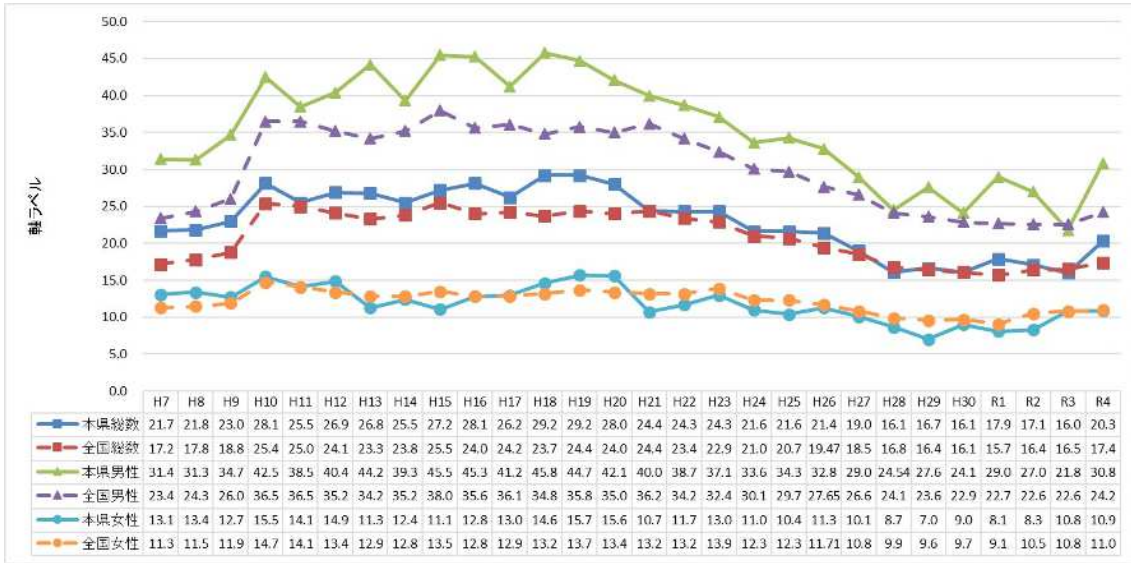
2 自殺死亡率の推移

本県の自殺死亡率は、全国の自殺死亡率と同様に減少傾向にありますが、全国に比べてやや高い状況です。

特に本県の男性の自殺死亡率は、多くの年齢階級で全国の男性と比べて高くなっています。中でも80歳以上では、全国に比べ約1.5倍と、高くなっています。

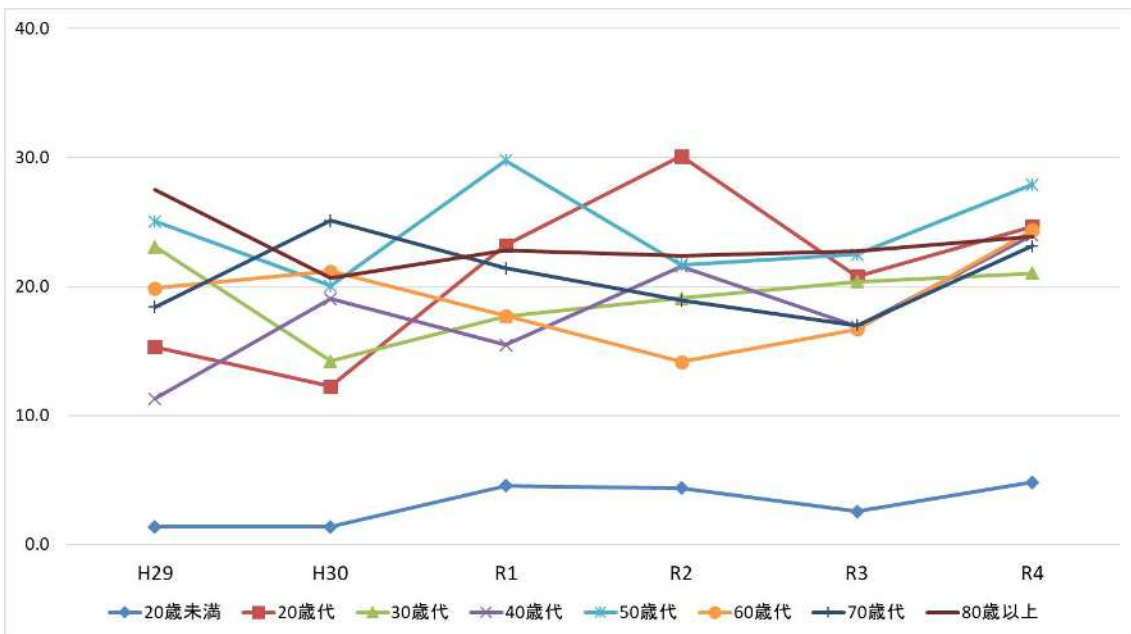
女性については、30歳代で全国の自殺死亡率を約1.4倍上回っています。

図2-1 【全国・鹿児島県】自殺死亡率（人口10万対）の推移（平成7～令和4年）
（全国：破線，本県：実線）



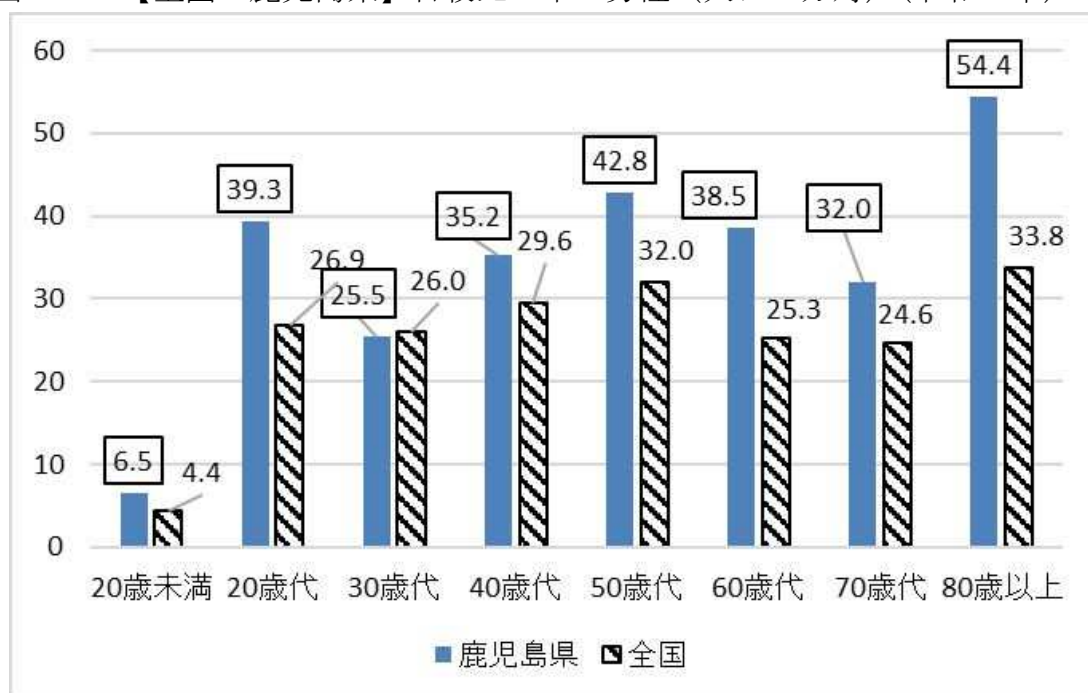
（資料：人口動態統計）

図2-2 【鹿児島県】年齢階級別自殺死亡率（人口10万対）の推移
（平成29～令和4年）



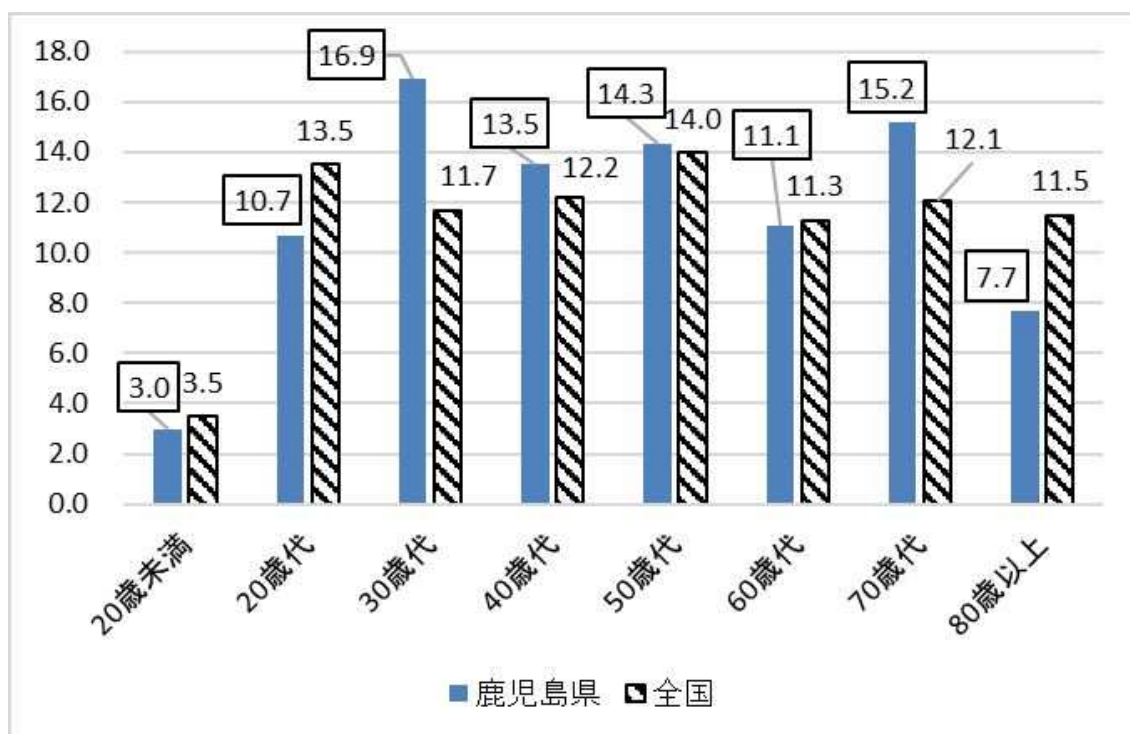
（資料：人口動態統計）

図2-3 【全国・鹿児島県】自殺死亡率：男性（人口10万対）（令和4年）



（資料：人口動態統計）

図2-4 【全国・鹿児島県】自殺死亡率：女性（人口10万対）（令和4年）

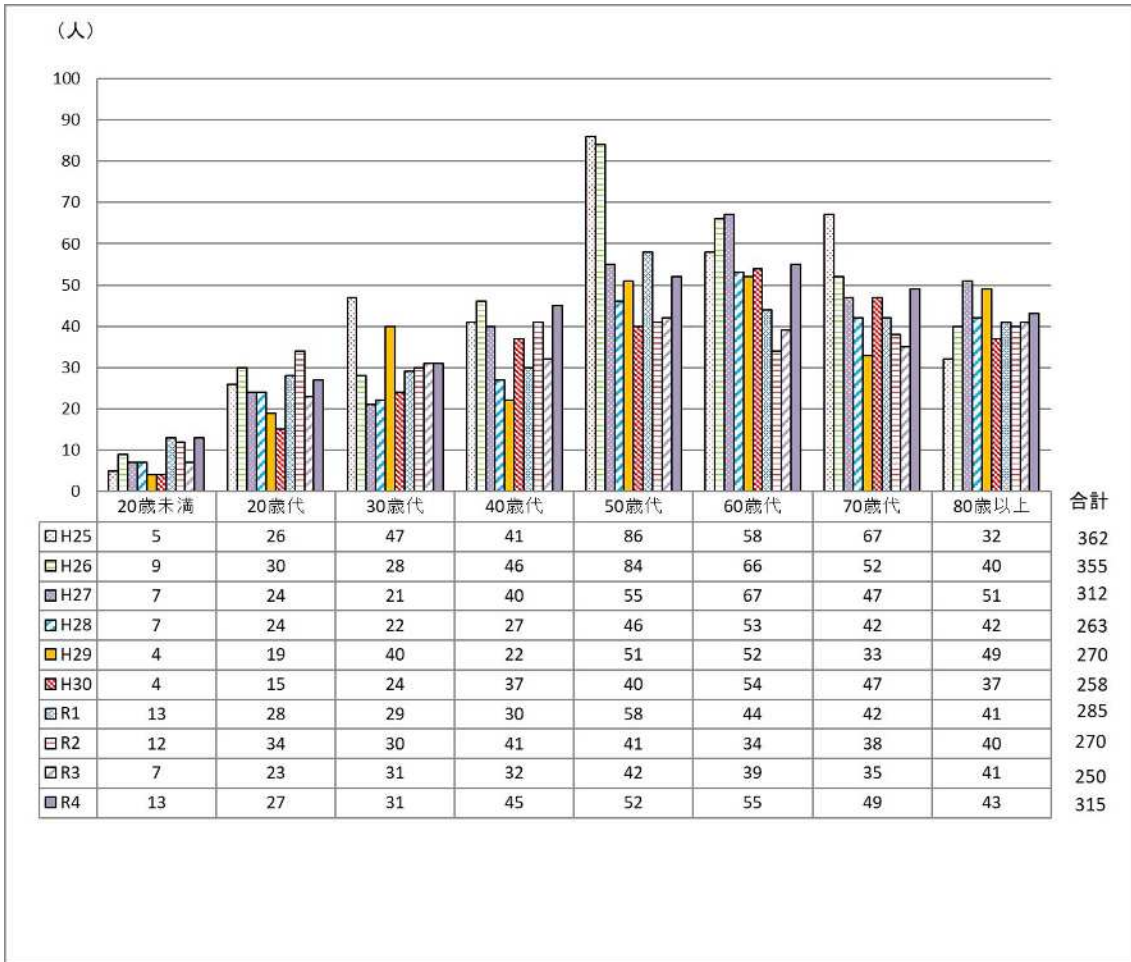


（資料：人口動態統計）

3 年齢階級別自殺者数の推移（平成25～令和4年）

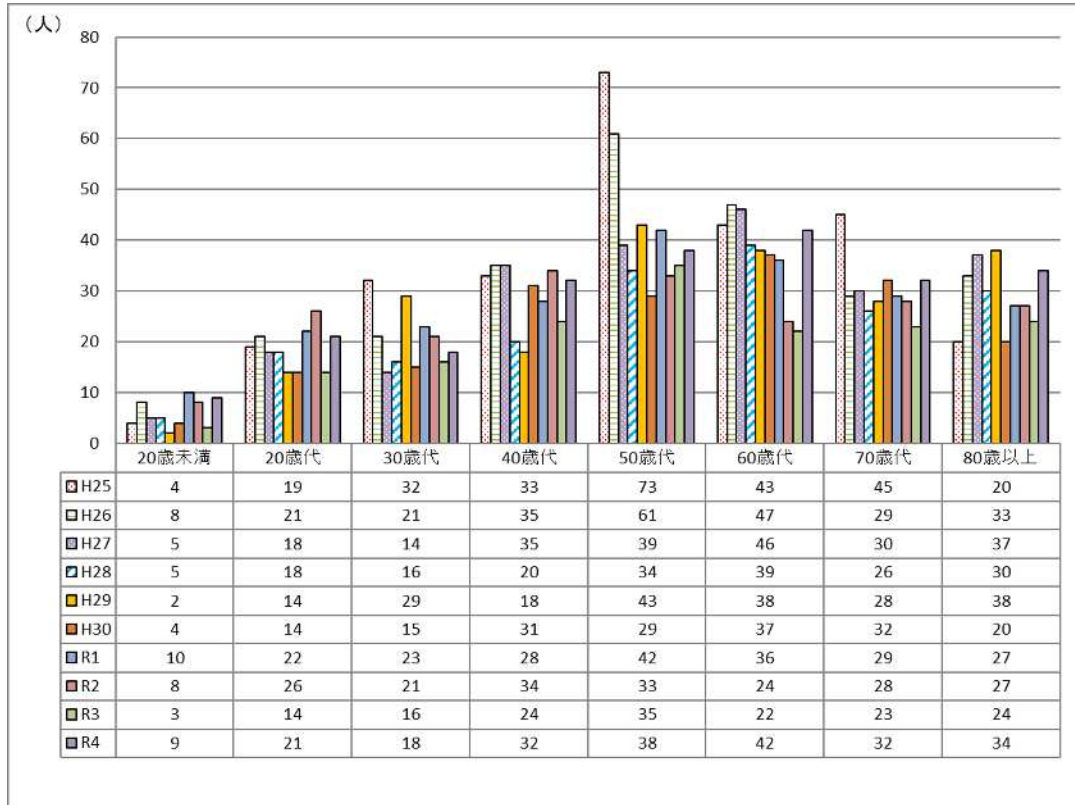
本県の年代別自殺者数は、40歳代から80歳以上の中高年に多くなっています。令和4年の自殺者数が令和3年に比べ、30歳代を除く全ての年代で増加しています。

図3-1 【鹿児島県】年齢階級別自殺者数の推移（平成25～令和4年）



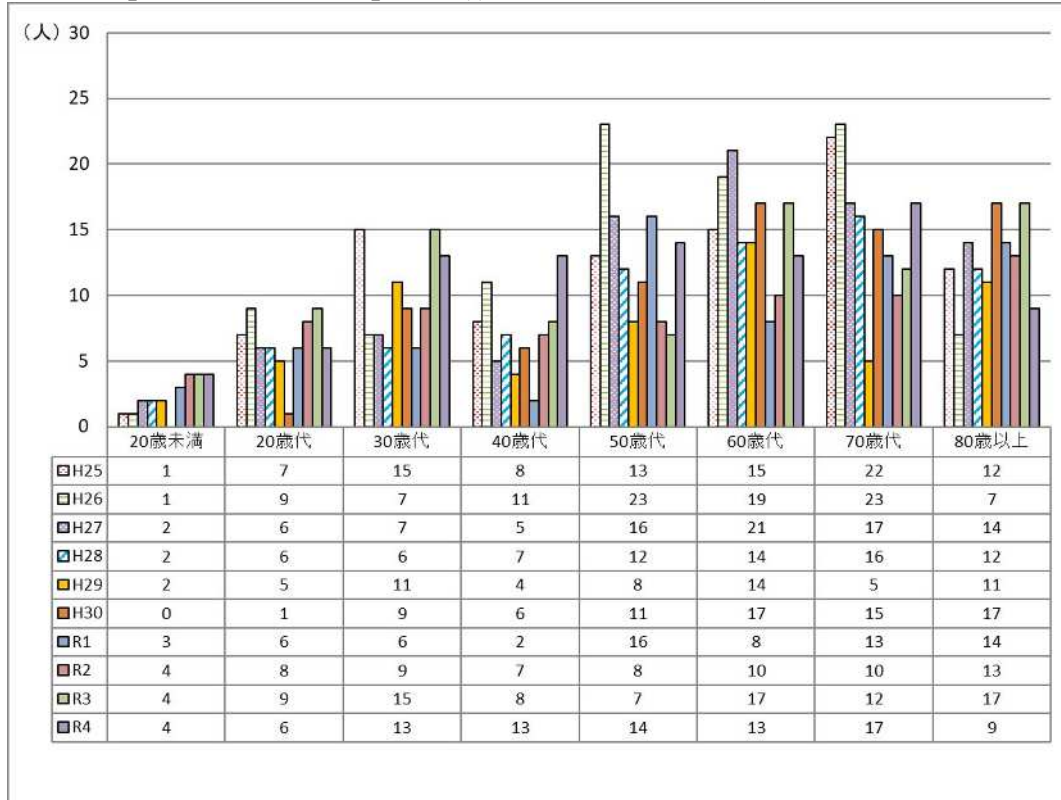
（資料：人口動態統計）

図3-2 【鹿児島県：男性】年齢階級別自殺者数の推移（平成25～令和4年）



(資料：人口動態統計)

図3-3 【鹿児島県：女性】年齢階級別自殺者数の推移（平成25～令和4年）



(資料：人口動態統計)

4 年齢階級別死因順位（令和4年）

また、令和4年においては、10歳代から30歳代までの死因の第1位が自殺となっています。

表1【鹿児島県】死因順位別にみた年齢階級別死亡数（令和4年）

年齢階級	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
0～9	循環器系の先天奇形	7	敗血症など他2要因	3	悪性新生物<腫瘍>など他5要因	2	その他の内分泌・栄養及び代謝疾患など他5要因	1		
10～19	自殺	13	悪性新生物<腫瘍>	3	敗血症など他9要因	1				
20～29	自殺	27	不慮の事故	6	悪性新生物<腫瘍>	5	その他の内分泌・栄養及び代謝疾患、心疾患（高血圧性を除く）	3	敗血症など他3要因	2
30～39	自殺	31	悪性新生物<腫瘍>	19	心疾患（高血圧性を除く）、不慮の事故	10	肺疾患	9	その他の神経系の疾患、脳血管疾患	5
40～49	悪性新生物<腫瘍>	79	自殺	45	心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患	24	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	21	肝疾患	17
50～59	悪性新生物<腫瘍>	212	心疾患（高血圧性を除く）	76	脳血管疾患	61	自殺	52	不慮の事故	29
60～69	悪性新生物<腫瘍>	729	心疾患（高血圧性を除く）	194	脳血管疾患	105	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	72	不慮の事故	71
70～79	悪性新生物<腫瘍>	1,474	心疾患（高血圧性を除く）	429	脳血管疾患	281	その他の呼吸器系の疾患	220	肺炎	153
80～	悪性新生物<腫瘍>	2,795	心疾患（高血圧性を除く）	2,768	老 衰	2,679	脳血管疾患	1,379	肺炎	1,242

（資料：人口動態統計）

5 職業別自殺者数の推移（平成30～令和4年）

職業別では、有職者（「自営業・家族従事者」と「被雇用者・勤め人」）が最も多く、次いで、「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」が多くなっています。

「失業者」、「その他の無職者」で減少傾向にあります。全体的に増加傾向にあります。なお、「学生・生徒等」は、増加幅が大きい状況です。

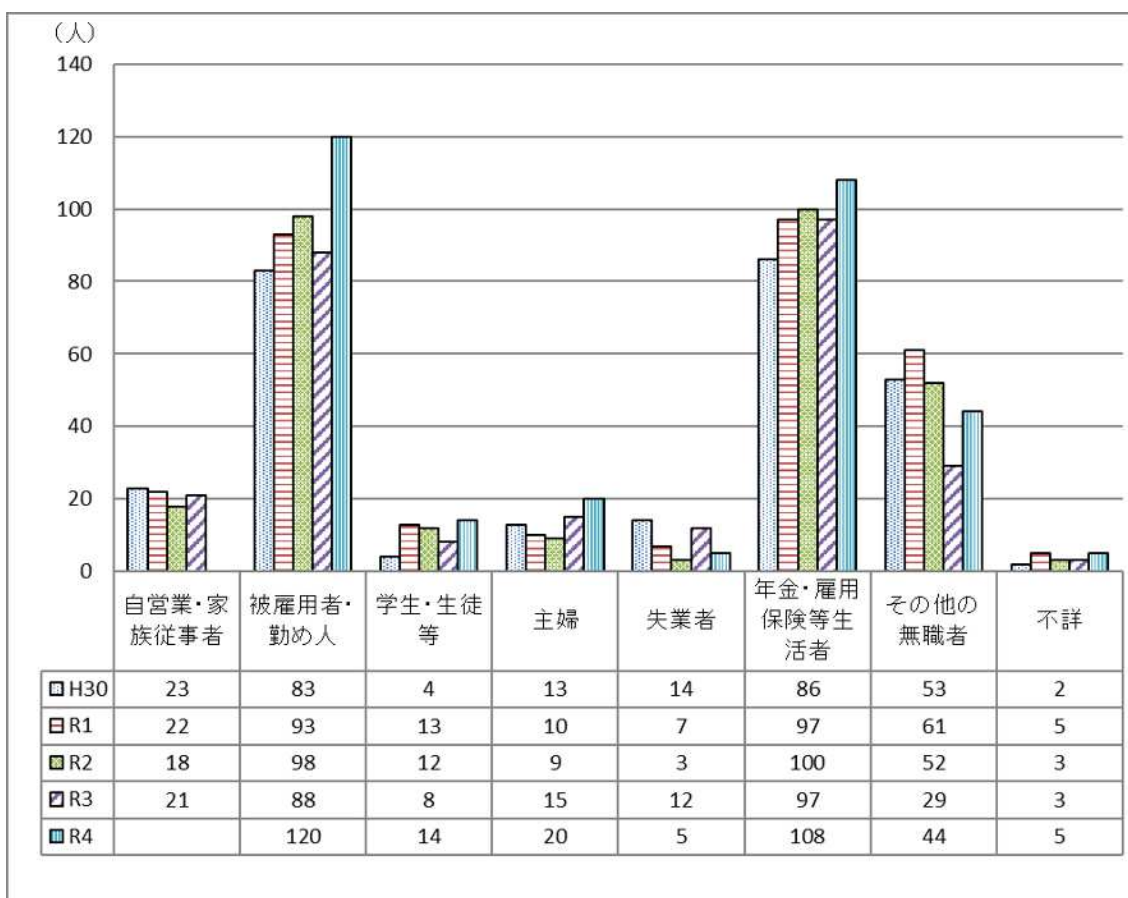
表2【鹿児島県】職業別自殺者数 対平成30年増減率

	H30 (人)	R4 (人)	対H30増減率 (%)
自営業・家族従事者	23	120	13.2%
被雇用者・勤め人	83		
学生・生徒等	4	14	250.0%
主婦	13	20	53.8%
失業者	14	5	-64.3%
年金・雇用保険等生活者	86	108	25.6%
その他の無職者	53	44	-17.0%
不詳	2	5	150.0%

※R4年より、「自営業・家族従事者」と「被雇用者・勤め人」は「有職者」となった

（資料：自殺統計）

図4 【鹿児島県】職業別自殺者数の推移（平成30～令和4年）



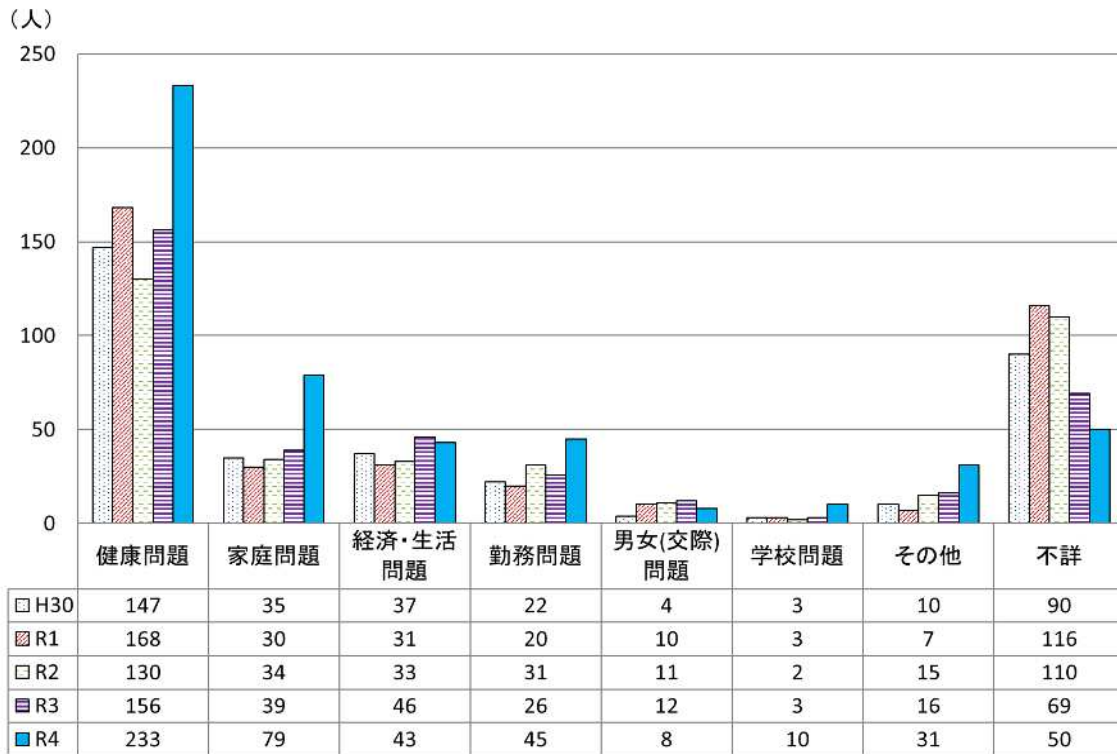
※R4年から「自営業・家族従事者」＋「被雇用者・勤め人」は「有職者」としている
（資料：自殺統計）

6 原因・動機別自殺者数の推移（平成30～令和4年）

原因・動機では、平成30～令和4年いずれも、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」や「経済・生活問題」、「勤務問題」となっています。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているため、1つの原因だけで自殺に至るものではありません。

図5 【鹿児島県】原因・動機別自殺者数の推移（平成30～令和4年）



※R4年から統計要領が変更になり、主な自殺原因を4つまで複数計上できるようになった。実際の自殺者数と合計自殺者数は一致しない。また、「男女問題」は「交際問題」となった。

(資料：自殺統計)

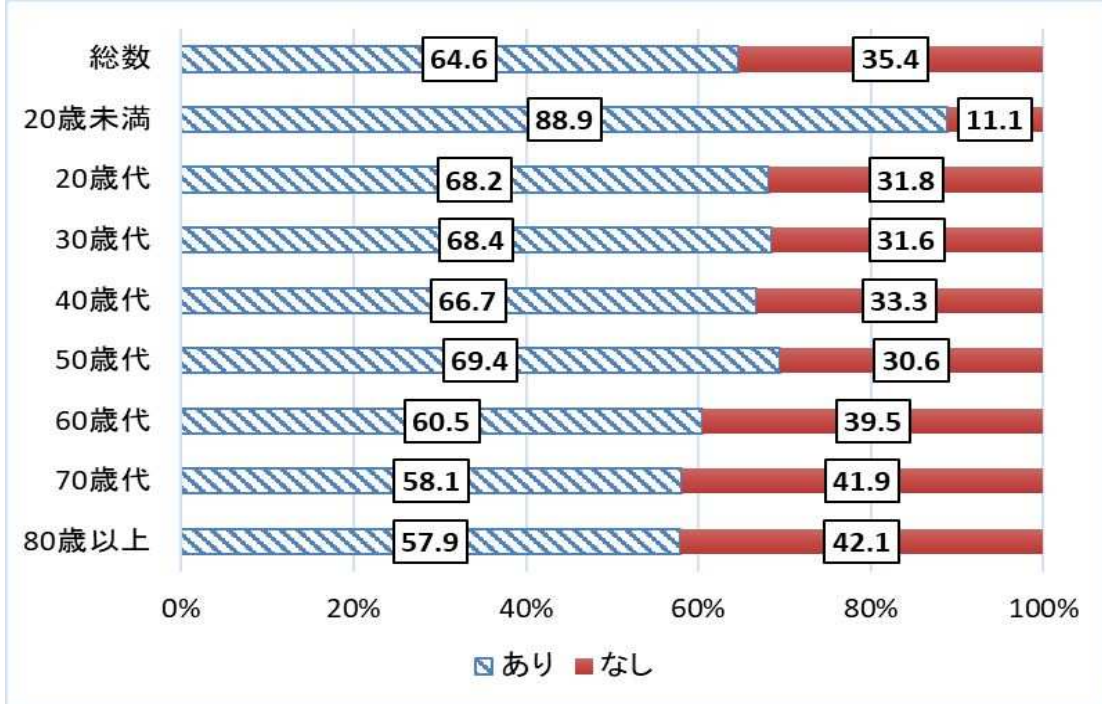
《参考》人口動態（厚生労働省）と自殺統計（警察庁）の違いについて

区分	調査対象	調査時点	事務手続き
人口動態統計 (厚生労働省)	日本における日本人	住所地を基に死亡時点	自殺、他殺または事故死のいずれか不明のときは、自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。
自殺統計 (警察庁)	総人口 (日本における外国人も含む)	発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）	捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

7 同居人の有無別自殺者数（令和4年）

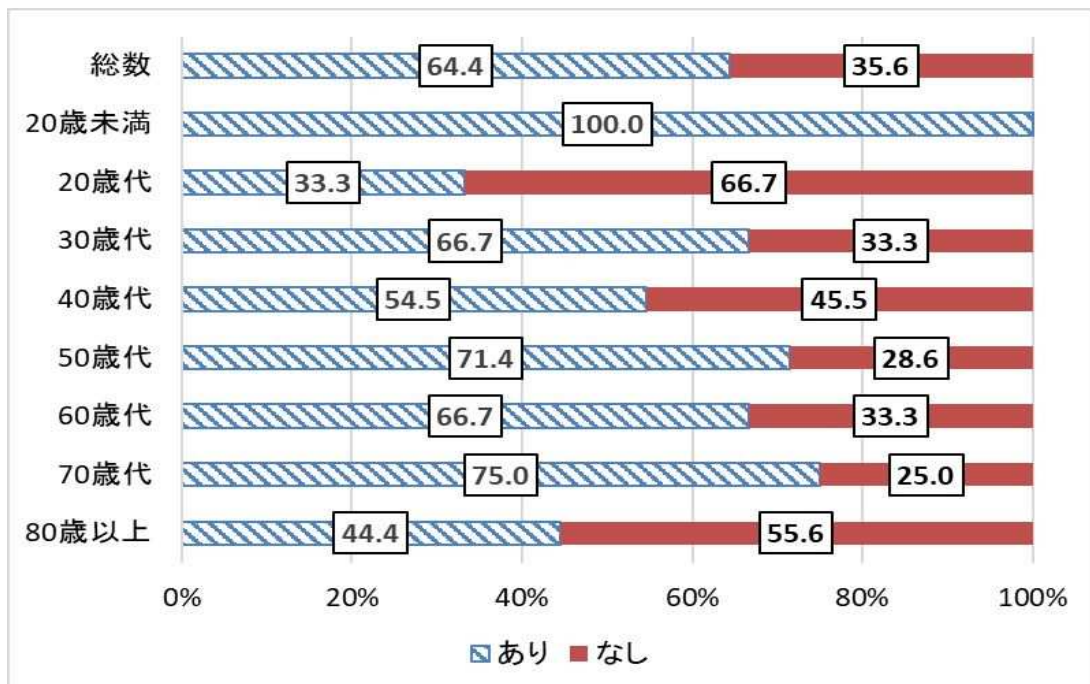
令和4年における同居人別の自殺の状況について、自殺統計によれば、男女とも、ほぼ全ての年齢階級で同居人「あり」が多くなっています。

図6-1【鹿児島県：男性】同居人の有無別自殺者数の構成割合（令和4年）



(資料：自殺統計)

図6-2【鹿児島県：女性】同居人の有無別自殺者数の構成割合（令和4年）

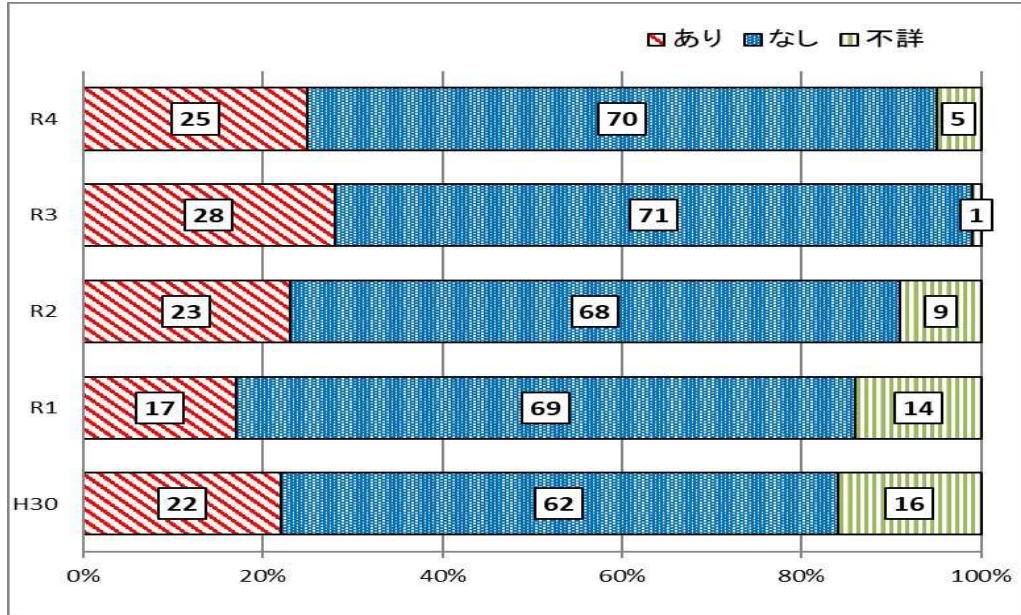


(資料：自殺統計)

8 自殺未遂の状況（平成30～令和4年）

自殺者の自殺未遂歴の有無について、自殺統計によれば、全体の約2割が自殺未遂歴「あり」となっています。

図7【鹿児島県】自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合（平成30～令和4年）

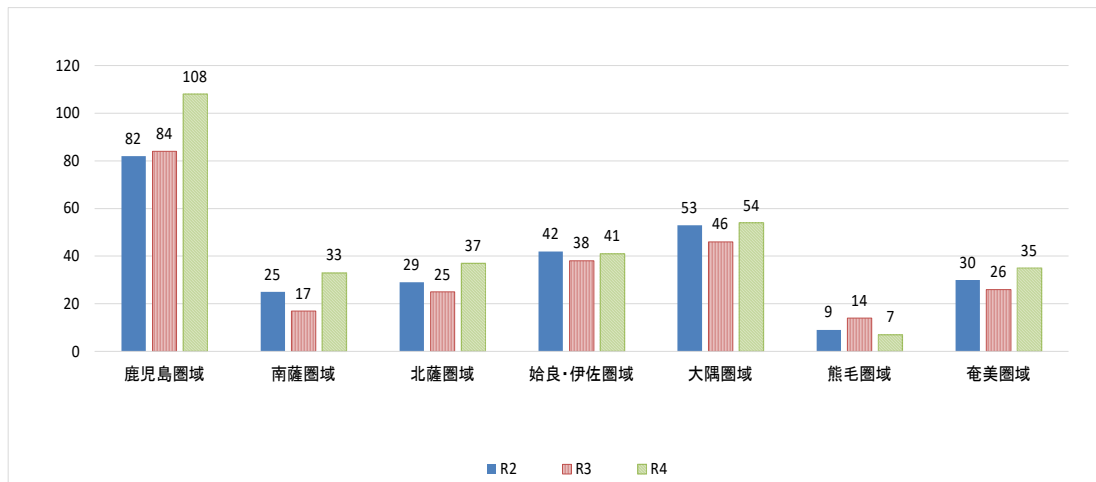


（資料：自殺統計）

9 障害保健福祉圏域※1別の自殺者数の推移（令和2～4年）

障害保健福祉圏域別では、始良・伊佐圏域、熊毛圏域においてほぼ横ばいであるものの、その他の圏域においては増加傾向にあります。

図8【鹿児島県】障害保健福祉圏域別自殺者数の推移（令和2～4年）※2



※1 障害保健福祉圏域は、県地域振興局・支庁の所管区域を単位としています。

圏域名	圏域を構成する市町村名
鹿児島	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南薩	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
北薩	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, さつま町, 長島町
始良・伊佐	霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町
大隅	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊毛	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
奄美	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

※2 厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用し独自集計をしているため、公表数値とは一致しない場合があります。

10 対策が優先されるべき対象群

本県における平成29年～令和3年の5年間の自殺者（計1,437人）で、自殺者が多い属性（性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別）は、以下の5区分となっています。この結果から、本県が重点的に対策を講じる必要がある対象は、「高齢者」、「生活困窮者」、「被雇用者・勤め人」、「子ども・若者」、「女性」の5つとなります。

表3 鹿児島県の主な自殺の特徴

上位5区分		自殺者数 5年計(人)	割合 (%)	自殺率※1 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路例※2
1	男性60歳以上無職 同居人あり	211	14.7	36.9	失業(退職)→生活苦+ 介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2	男性60歳以上無職 同居人なし	153	10.6	99.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→ 将来生活への悲観→自殺
3	男性40～59歳有職 同居人あり	150	10.4	21.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
4	女性60歳以上無職 同居人あり	117	8.1	13.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5	男性20～39歳以下有 職 同居人あり	79	5.5	18.5	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企 業)→パワハラ+過労→鬱状態→自殺

(資料：いのち支える自殺対策推進センター「自殺実態プロフィール」)

※1 自殺率の母数(人口)は、令和2年国勢調査を元に、いのち支える自殺対策推進センターにて推計

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、あくまでも、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て体系的と考えられる「自殺の経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではありません。

第3章 自殺対策の基本方針

令和4年（2022年）10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の基本方針と地域の実情を踏まえて、本県では、以下の6つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働を推進
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

1 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生

きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

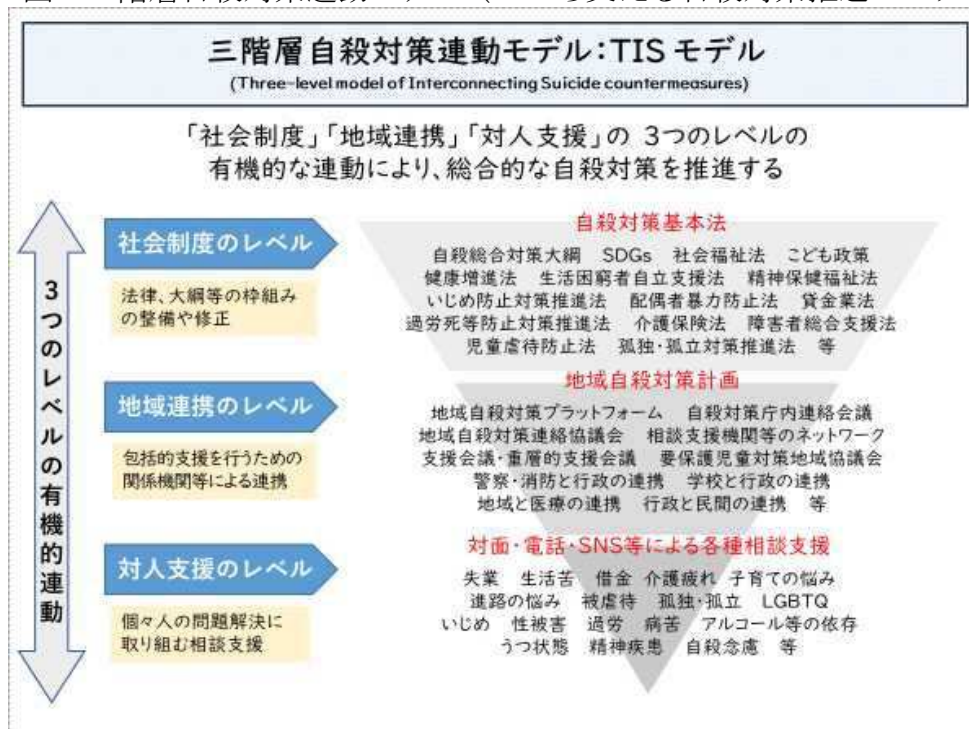
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、県民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図 三階層自殺対策連動モデル (いのち支える自殺対策推進センター資料)



4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての県民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

5 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県」を実現するためには、国、県内市町村、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して県を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、県、県内市町村には、「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求めら

れ、県民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、県、県内市町村、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（自殺予防情報センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進することが重要となります。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

県、市町村、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

第4章 基本施策

基本施策は、地域自殺対策推進センターが取りまとめている「地域自殺対策政策パッケージ」において、「全国的に実施することが望ましい」とされている5項目に取り組みます。

表 基本施策の項目一覧（地域自殺対策政策パッケージ）

番号	項目名
1	住民への啓発と周知
2	生きることの促進要因への支援
3	地域におけるネットワークの強化
4	自殺対策を支える人材の育成
5	市町村等への支援の強化

なお、以下の事業は、自殺対策に資する事業の一部を記載しています。実施する全ての基本施策は、資料編の「基本施策における自殺対策に資する事業一覧」に掲載しています。

また、本計画の進捗状況を評価するため、いくつか評価指標を設定します。

1 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいことから、そうした心情や背景への理解を深めることも含め、危機に陥ったときは、誰かに援助を求めていいということが共通認識となるように、様々な普及啓発活動を行います。

- 人権フェスタへの参加者に自殺対策関連のリーフレット配布を通じて、自殺対策の啓発を図ります。（男女共同参画局）
- 自立相談支援機関窓口において、必要に応じて自殺対策関連相談先一覧等を配付します。（くらし保健福祉部）
- 各種研修会等にて、自殺対策等に係るリーフレットを配布します。（くらし保健福祉部）
- 視聴覚障害者情報センターや障害者自立交流センターに、自殺対策に係るリーフレット等を設置します。（くらし保健福祉部）

- 自殺予防週間（9月10日～9月16日）において、相談窓口等を記載したリーフレット等を作成，県内各地の街頭で配布し，自殺対策についての普及啓発を行います。（くらし保健福祉部）
- 自殺対策強化月間（3月）において，県の広報媒体や関係団体の広報媒体を活用し，自殺対策についての普及啓発を行います。
（くらし保健福祉部）
- 精神保健福祉センターで実施している依存症専門相談や依存症家族教室において，自殺対策に係る相談窓口を記載したリーフレット等を配布します。（くらし保健福祉部）

2 生きることの促進要因への支援

自殺対策は，「生きることの阻害要因」（失業や多重債務，生活苦等）を減らす取組に加えて，「生きることの促進要因」（自己肯定感や信頼できる人間関係等）を増やす取組を行い，双方の取組により，自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

そのため，本県においては，「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して自殺対策を推進します。

- 借金・債務整理に関する無料法律相談会を開催し，無料法律相談のほか，精神保健福祉窓口と連携し，多重債務やギャンブル等依存症により精神的な不安を抱えている方を対象とした「こころの悩み相談」を行います。（男女共同参画局）
- 難病相談・支援センターにおいて，難病患者やその家族からの相談に対応するとともに，相談員が相談者の自殺のリスクを早期に発見し，必要に応じて他の相談支援機関につなげられるよう，相談員に対して自殺対策に関する情報を提供します。（くらし保健福祉部）
- 県民の精神的不安等のこころの悩みについて，電話による相談を受け，相談員や専門医等による適切なカウンセリングを行います。
（くらし保健福祉部）
- 障害者スポーツ教室や県障害者スポーツ大会に参加することにより，スポーツの楽しさや，その能力を発揮するとともに，他の参加者との

交流が生まれることにより社会参加の意欲を高めます。

(くらし保健福祉部)

- 救急告示医療機関および精神科医療機関、警察、消防等と調整・検討を行い、自殺未遂者を把握し、市町村と連携し、適切な支援につなげ、自殺の再企図の防止に努めます。(くらし保健福祉部)
- 自殺未遂者支援に携わる関係者を対象として、自殺未遂者対策に関する研修会を行います。(くらし保健福祉部)
- 精神保健福祉センター及び自殺予防情報センター(地域自殺対策推進センター)において、大切な人を自死によって亡くされた方に関する相談を受け付けるほか、分かちあいの会を開催します。(くらし保健福祉部)
- 大切な人を自死によって亡くされた方への支援に携わる関係機関職員に対して、支援に関する研修を行います。(くらし保健福祉部)
- 自死が発生した際に起こりうる心身の変化や対処法など心理的な情報を伝える心理教育を、児童生徒や教職員、保護者に対して行います。
(教育委員会)
- 自死遺族から心理的なケアの希望が出た場合には、スクールカウンセラースーパーバイザー等が心理的支援を行います。また、亡くなった子どものきょうだいに対しても、きょうだいの在籍する学校と連携し、同様に支援します。(教育委員会)
- 自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見を踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な対応等に関する知識の普及を推進します。(警察本部)
- 児童生徒が問題や悩みを抱えた時にどのような方法で助けを求めるかなど具体的かつ実践的な方法を身に付けるための教育を行うとともに、教職員や保護者に対するSOSの受け止め方についても啓発を行います。(教育委員会)
- 各保健所において、市町村に対し、SOSの出し方教育に関する助言、

指導等を行います。(くらし保健福祉部)

3 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮し、「誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県」を実現するため、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進します。

- 保健・医療・福祉・教育・労働等の行政機関・関係団体で構成され、総合的な自殺対策を推進していくため、総合的な自殺対策を協議する目的で設置された「鹿児島県自殺対策連絡協議会」において、本計画の進捗状況を評価するとともに、構成団体と連携した取組の検討などを行うことにより、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

(くらし保健福祉部)

「鹿児島県自殺対策連絡協議会」構成委員

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科/県医師会/県薬剤師会/県精神保健福祉協議会/県看護協会/県弁護士会/鹿児島労働局/県中小企業団体中央会/鹿児島産業保健総合支援センター/株式会社鹿児島読賣テレビ/鹿児島いのちの電話協会/特定非営利活動法人ネットポリス鹿児島/鹿児島市保健所/県町村会/県消防長会/県民生委員児童委員協議会/県老人クラブ連合会/県教育庁高校教育課/県警察本部生活安全部生活安全企画課/県立始良病院/県精神保健福祉センター/県保健所長会/県くらし保健福祉部 (令和5年度)

- 自殺対策に関連する庁内各課から構成される「鹿児島県自殺対策庁内連絡会議」において、関係情報や課題等を共有し、相互に連携を図ることにより、全庁的に自殺対策を推進します。(くらし保健福祉部)
- 各保健所において、市町村が実施する自殺対策関係会議等に参加し、情報提供や助言等を行うとともに、必要に応じて保健所単位で管内市町村を対象とした自殺対策関係の連絡会等を実施し、ネットワークの強化を図ります。(くらし保健福祉部)
- 自殺対策に関連する団体が設立された際に、自殺対策担当課へ情報提供を行うことで官民の連携を推進します。(男女共同参画局)
- 自立相談支援機関において、自殺リスクの高い住民情報を把握した際

に、自殺対策関連リーフレットを配布するとともに、必要に応じて自殺対策窓口へ同行するなど、相互に連携を図り適切に支援します。

(くらし保健福祉部)

- 各保健所及び関係機関において、難病患者やその家族に対する相談・指導・助言等を実施する中で、自殺のリスクを早期に発見し、関係機関と連携した支援ができる体制を整備します。(くらし保健福祉部)

4 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であることから、幅広い分野の専門家や関係者、県民に対して研修を開催し、自殺対策に係る人材やゲートキーパー(※1)、心のサポーター(※2)等の育成を推進します。

※1 ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。(厚生労働省ホームページより)

※2 心のサポーターとは、メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者のことです。(厚生労働省ホームページより)

- 看護職員に対する研修の内容に、必要に応じて自殺対策や看護職員自身の心の健康づくりに関する視点を盛り込みます。(くらし保健福祉部)
- 内科等のかかりつけ医に対し、うつ病対応力向上を目的とした研修を実施し、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図ります。(くらし保健福祉部)
- 各保健所において、若年層(39歳以下)の自殺対策に携わるゲートキーパー養成研修を行います。(くらし保健福祉部)
- 自殺予防情報センター(地域自殺対策推進センター)において、自殺対策関係者を対象として、自殺対策関係者研修を行います。(くらし保健福祉部)

- 県政出前セミナーにおいて、「自殺対策について」をテーマとして実施することにより、地域におけるゲートキーパー養成と普及啓発を図ります。(くらし保健福祉部)
- サービス付き高齢者向け住宅の事業主が実施する職員研修の内容に、自殺対策に関する視点を盛り込むよう依頼します。(土木部)

5 市町村等への支援の強化

市町村において、P D C Aサイクルに沿って自殺対策に取り組むための有用な情報の提供や地域の自殺の実態に関する情報分析や提供、市町村の計画の進捗状況や課題等を把握し、更なる地域における自殺対策の推進を図ります。

- 自殺対策に関わる行政、関係機関・団体、県民等が地域の様々な資源の現状と相互の役割を理解し、目指すべき地域のあり方を共有しながら取り組む、仕組み作りを促進します。(くらし保健福祉部)
- 市町村における自殺対策計画の策定・見直しに関する技術的支援の調整を図ります。(くらし保健福祉部)
- 各保健所において、市町村が実施する自殺対策関係会議等に参加し、情報提供や助言等を行うとともに、必要に応じて保健所単位で管内市町村を対象とした自殺対策関係の連絡会等を実施し、P D C Aサイクルに沿った取組を支援します。(くらし保健福祉部)
- 自殺未遂者支援に携わる関係者を対象として、自殺未遂者対策に関する研修会を行います。(くらし保健福祉部) (再掲)
- 大切な人を自死によって亡くされた方への支援に携わる関係機関職員に対して、支援に関する研修を行います。(くらし保健福祉部) (再掲)

6 評価について

以下の評価指標において、目標値を設定し、本計画の進捗状況进行评估します。

1 住民への啓発と周知			
評価指標	現状	目標	備考
「ゲートキーパー」の認知度	—	1/3以上※	県政出前セミナーでのアンケート等
「自殺予防情報センター」, 「こころの電話」の認知度	—	2/3以上※	県政出前セミナーでのアンケート等
2 生きることの促進要因への支援			
評価指標	現状	目標	備考
自殺未遂者支援関係者研修会の開催回数	0回 (令和4年度)	1回以上/年 (令和10年度)	県実施事業
3 地域におけるネットワークの強化			
評価指標	現状	目標	備考
県自殺対策連絡協議会の開催回数	1回 (令和4年度)	2回以上 (令和10年度)	県実施事業
県自殺対策庁内連絡会議の開催回数	0回 (令和4年度)	2回以上 (令和10年度)	県実施事業
4 自殺対策を支える人材の育成			
評価指標	現状	目標	備考
保健所における若年層向けゲートキーパー養成研修の開催回数	9回 (令和4年度:保健所全体)	20回以上 (令和10年度:保健所全体)	県実施事業
自殺対策関係者研修会	2回 (令和4年度)	2回以上 (令和10年度)	県実施事業
県政出前セミナー開催回数	3回 (令和4年度)	10回以上 (令和10年度)	県実施事業
5 市町村等への支援の強化			
評価指標	現状	目標	備考
庁外関係者を含む会議体を設置し、かつ年1回以上開催している市町村数	※R5.12月集計予定	43市町村 (令和10年度)	自殺対策進捗状況調査

※ 自殺総合対策大綱をもとに設定しています。

第5章 重点施策

自殺の現状やいのち支える自殺総合対策推進センターが本県の自殺の実態を分析した「自殺実態プロファイル」等において、本県が特に重点的に対策を講じる必要がある課題となっている「高齢者」、「生活困窮者」、「被雇用者・勤め人」の3つ（※1）に加えて、死因の第1位が自殺となっている（※2）「子ども・若者」や、自殺未遂者などの「ハイリスク者」、「女性」を含む6つの重点課題について、主に以下の施策に取り組みます。

なお、以下の事業は、重点課題への対策に資する事業の一部を記載していません。実施する全ての重点施策は、資料編の「重点施策における自殺対策に資する事業一覧」に掲載しています。

また、本計画の進捗状況を評価するため、いくつか評価指標を設定します。

（※1 第2章P13 「10 対策が優先されるべき対象群」参照）

（※2 第2章P8 「4 年齢階級別死因順位」参照）

1 高齢者に対する取組

（1）県民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

- 老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会や食生活改善推進員協議会など、地域活動を行う団体と協力・連携しながら、各団体へ出向いての説明やリーフレット等の配布を通じ、自分のまわりにいるかもしれない自殺を考えている高齢者の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという県民一人ひとりの役割等について意識が共有されるよう啓発します。
(くらし保健福祉部)

- 日頃から高齢者の生きがいがづくり等に関わっている「高齢者元気ふれあい推進員」へ各種相談窓口を記載したリーフレットを配布し、周知広報を促進します。(くらし保健福祉部)

（2）自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

- 地域包括支援センターの業務に携わる職員等に対し、相談者の抱える悩みに早期に気づき、支援へとつなぐ方策等の研修を実施するなど、地域包括支援センターの機能強化を図ります。(くらし保健福祉部)
- 独居高齢者や認知症の人などに対する見守りネットワークは、日常生活の安心につながることから、生活支援コーディネーターや協議体を活用して互助を基本とした生活支援等のサービスが整備されるよう、

市町村が配置している生活支援コーディネーターの活動支援や資質向上に取り組みます。(くらし保健福祉部)

- 認知症について正しく理解し、地域や職域において認知症の人と家族を応援する認知症サポーターの養成を推進します。(くらし保健福祉部)
- サービス付き高齢者向け住宅の事業主が実施する職員研修の内容に、自殺対策に関する視点を盛り込むよう依頼します。(土木部) (再掲)

(3) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組

- 「介護予防に資する住民主体の通いの場」等、身近な地域で高齢者が健康づくりや社会参加活動を通じて自主的に介護予防に取り組めるように、介護予防につながる活動の地域全体での取組を推進します。
(くらし保健福祉部)

(4) 社会全体の高齢者の自殺リスクを低下させる取組

- 県内の全保健医療圏において、高齢者を中心とした医療と介護が必要な方の入院から在宅への移行等が円滑に進むよう、入退院調整ルールに係る関係者による協議を支援するなど、関係者のネットワークの構築に努めます。(高齢者生き生き推進課)
- 高齢者の状態像に合わせた介護予防の取組や地域づくりなど、地域の実情に応じた仕組みを関係者とデザインするため、研修会や伴走支援等を実施するとともに、アドバイザーを派遣し地域ケア会議の充実・強化を図ります。(くらし保健福祉部)
- 高齢者を含むグループが行う互助活動等や、幅広い世代の方が行う高齢者の生活支援に係るボランティア活動等に対し、地域商品券等に交換できるポイントを付与する取組により、高齢者を地域全体で支える活動を促進します。(くらし保健福祉部)
- 老人クラブの活動助成を行うことで老人クラブの活性化を図り、生きがいづくりや健康づくりのほか、地域社会の担い手としての活動を促進します。(くらし保健福祉部)
- 行政機関や民間支援団体等と協働し、ひきこもり状態にある方や家族への支援に努め、相談件数等の拡充に努めます。(くらし保健福祉部)

- ひきこもり状態にある高齢者への支援として、より身近な地域において対応できるように、市町村が相談窓口を設置し、支援を受けられる体制の整備を促進します。(くらし保健福祉部)
- 単位老人クラブでの会議等において、自殺対策の内容を盛り込み、正しい知識を普及します。(くらし保健福祉部)

2 ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

(1) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

- 救急告示医療機関および精神科医療機関、警察、消防等と調整・検討を行い、自殺未遂者を把握し、市町村等関係機関と連携し、適切な支援につなげ、自殺の再企図の防止に努めます。(くらし保健福祉部) (再掲)
- 精神科病院における患者の自殺を防止するため、病院の取組について指導監督を行います。(くらし保健福祉部)
- 救急告示病院等に搬送された自殺未遂者や精神障害者について、精神科医のいない状況でも安全な初期治療ができることを目指して実施されるPEEC研修会の開催を支援します。(くらし保健福祉部)

※ PEEC（ピーク）とは、

「Psychiatric Evaluation in Emergency Care（救急医療における精神科的評価）」の略

(2) 遺された人への支援を充実する取組

- 精神保健福祉センター及び自殺予防情報センターにおいて、大切な人を自死によって亡くされた方に関する相談を受け付けるほか、分かちあいの会を開催します。(くらし保健福祉部) (再掲)
- 大切な人を自死によって亡くされた方への支援に携わる関係機関職員に対して、支援に関する研修を行います。(くらし保健福祉部) (再掲)

(3) 大規模災害等の被災者の心の健康を支援する環境整備と、心の健康を推進する取組

- 自然災害等が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に

低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うDPATを派遣します。(くらし保健福祉部)

(4) 精神科医療の必要な方々が、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組

- 日曜・祝日・年末年始に、当番病院（病院群輪番方式）を整備し、緊急な医療を必要とする精神障害者に精神科救急医療を提供します。
(くらし保健福祉部)

- 365日開設の「精神科救急医療電話相談窓口」を整備し、精神保健福祉士等で一定の経験を有し、県が実施する研修を1回以上受けた者により、次の対応を行います。

- ・ 「精神科救急医療電話相談窓口業務運用マニュアル」により、精神科救急に関する電話相談に応じます。
- ・ 自殺企図など精神科の受診が必要な場合は、受診先を調整します。
(くらし保健福祉部)

(5) その他のハイリスク者への支援の充実を図る取組

- 措置入院者の円滑な社会復帰を促進するため、退院後支援計画を作成し、関係機関と連携した継続的な支援を行う体制を整備します。
(くらし保健福祉部)

- 措置入院者の退院後支援の従事者研修会の中に、自殺対策に関する内容を盛り込み、早期に気づき、支援を行えるようにします。
(くらし保健福祉部)

- がん患者やその家族のがん相談支援センターの利用を促進し、自殺のリスクの高い患者を早期に発見し、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行います。(くらし保健福祉部)

- 健康サポート薬局など、地域の薬局において、過量服薬等の問題行動がみられる自殺のハイリスク者に対し、必要な助言を行うとともに、適切な支援先を紹介するなど、健康相談等の機能の強化を図ります。

(くらし保健福祉部)

- 薬物乱用防止に関する研修会や、各種会合等において、相談先一覧のリーフレットを配布し、県の自殺対策に関する取組やリーフレットの活用方法について周知します。(くらし保健福祉部)

(6) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

- 公園管理職員による単独来園者へのあいさつや声かけを積極的に行います。(土木部)
- 機会を見て相談業務に従事する職員をゲートキーパー研修に参加させて、自殺兆候の把握方法やその際の対処法を学び、相談者の自殺リスクの早期把握に務め、関係機関と連携し相談者の自殺の未然防止を図ります。(警察本部)
- 毒物劇物販売業者については、毒物・劇物の販売・授与にあたっては、相手方から使用目的等を確認するなど、毒物・劇物の適正使用の推進を図ります。(くらし保健福祉部)

3 子ども・若者に対する取組

(1) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

- 男女共同参画についてのセミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。(男女共同参画局)
- 若年層向けの自殺対策を実施している民間団体に対し、費用の一部を助成することにより、円滑な事業の実施を図り、総合的な自殺対策を推進します。(くらし保健福祉部)

(2) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

- 医療的ケア児等コーディネーターや支援者の養成研修を行うなど、医療的ケア児やその家族等が地域で安心して暮らしていける環境づくりに努めます。(くらし保健福祉部)
- 若年層(39歳以下)に関わることの多い学校職員や保護者等を対象として、各保健所において、ゲートキーパー研修を行います。

(くらし保健福祉部)

- 民間団体が行う若年層（39歳以下）を対象とした自殺対策についての人材養成事業に対し、補助金を交付します。（くらし保健福祉部）
- 管理職をはじめとする教職員を対象とした人権教育に係る研修等の内容に、自殺対策に関する内容を盛り込みます。（教育委員会）

（3）社会全体の自殺リスクを低下させる取組

- 青少年問題協議会において、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について協議します。（男女共同参画局）
- インターネットを介した有害情報との接触や性被害の防止を図るため、県青少年保護育成条例に基づき、フィルタリングの利用促進等に取り組みます。（男女共同参画局）
- 重度心身障害児等の在宅での生活を継続させるため、主たる介護者である家族の負担軽減を図ります。（くらし保健福祉部）
- こども総合療育センターにおける相談対応の際に、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを手渡すなど、適切な相談機関を案内します。
（くらし保健福祉部）
- 医療的ケア児等支援センターが医療的ケア児及びその家族等からの相談対応を一元的に担うほか、地域での支援が円滑に行われるよう関係機関の連絡調整等を行います。（くらし保健福祉部）
- 認定こども園・幼稚園・保育所に在籍しながら児童発達支援を利用している児童の保護者に対し、利用者負担額の一部を助成し、経済的な負担軽減を図ります。（くらし保健福祉部）
- 民間団体が行う若年層（39歳以下）を対象とした自殺対策についての対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業に対し、補助金を交付します。（くらし保健福祉部）
- 女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科疾患や更年期障害、妊娠・出産についての悩み等に関する相談窓口を設置し、女性の健康を支援します。（くらし保健福祉部）

(4) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組

- 行政機関や民間支援団体等と協働し、ひきこもり状態にある方や家族への支援に努め、相談件数等の拡充に努めます。
(くらし保健福祉部) (再掲)
- ひきこもり状態にある子ども・若者への支援として、より身近な地域において対応できるように、市町村が相談窓口を設置し、支援を受けられる体制の整備を促進します。(くらし保健福祉部)
- 困難を抱える子どもたちや親を含め、多世代交流や地域における居場所となる子ども食堂への支援に取り組みます。(くらし保健福祉部)
- 子どもの生活支援対策や子ども食堂の情報を掲載したリーフレット等を作成し、子ども食堂等へ配布します。(くらし保健福祉部)
- 児童生徒が問題や悩みを抱えた時にどのような方法で助けを求めるかなど具体的かつ実践的な方法を身に付けるための教育を行うとともに、教職員や保護者に対するSOSの受け止め方についても啓発を行います。(教育委員会)
- 県内各公立小中学校・県立高校及び特別支援学校に、スクールカウンセラーを派遣し、不登校、いじめなどの問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、児童生徒への心理的な支援を行います。
(教育委員会)
- 県内各公立小中学校・県立高校及び特別支援学校に、スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉等関係機関との連携により児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働きかけて支援を行います。(教育委員会)
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応や相談窓口等について記載した「いじめ対策リーフレット家庭用」を県のホームページに掲載し、いじめ対策について保護者への周知を行います。(教育委員会)
- いじめ防止等対策委員会において、いじめ防止等の対策について調査審議するとともに、重大事態の調査を行います。(教育委員会)

- いじめ問題対策連絡協議会において、いじめの防止等に関して関係機関及び団体との連携を図ります。(教育委員会)
- 高等学校に臨床心理士等を派遣し、自殺の未然防止に関する職員研修を実施するとともに、生徒の悩み等に対応するため相談の場を設定します。(教育委員会)
- 小中学校、義務教育学校、特別支援学校における教育相談担当者や管理職の資質向上を図るための研修会を実施して、ゲートキーパーとしての教職員の役割を周知し、自殺予防教育の推進を図ります。
(教育委員会)
- 「かごしま教育ホットライン24」を設置し、いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者等が、夜間・休日も含めて24時間いつでも相談できる体制を整備し、問題の早期対応、早期解決を図ります。
(教育委員会)
- 県内の公立中学校、高等学校、特別支援学校等の生徒を対象にSNSを活用した、命に関わることなど様々な悩みの相談・通報窓口を設置します。(教育委員会)
- 学校非公式サイト等へのいじめや誹謗中傷等、問題のある書き込みや画像について監視し、学校等へ情報を提供するとともに、家庭や関係機関等と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。(教育委員会)
- 1人1台端末等を活用して児童生徒の心や体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や児童生徒が発するSOSの早期発見・早期支援につなげる「心の健康観察」の導入を推進します。(教育委員会)
- 人身安全・少年課少年サポートセンターにおいて実施しているヤングテレフォンなどの少年相談活動により、自殺のおそれ事案の早期把握をするとともに、少年や保護者に対する助言を実施します。(警察本部)

4 被雇用者・勤め人に対する取組

(1) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

- 様々な立場にいる女性を支援するセミナー等において、自殺対策に関

連するテーマが扱われる際に、出席者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。(男女共同参画局)

(2) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組

- 県や市町村に勤める公務員に対し、職員階層別研修において、メンタルヘルスに対する基礎知識等を学ぶ場を提供します。(総務部)
- 民生委員等を対象にした研修会の開催及び専門の相談員による相談対応を行い、生活上の様々な困難を抱える女性の就労や社会参加に向けた支援を図ります。(男女共同参画局)
- 「職場の健康づくり賛同事業所」を市町村及び関係機関・団体と連携して産業保健分野のモデル事業所として育成します。(くらし保健福祉部)
- 健康かごしま21通信やフェイスブックの活用により、個人や「職場の健康づくり賛同事業所」に対して、健康づくりに関する情報提供を行います。(くらし保健福祉部)
- 地域保健と産業保健、学校保健等の連携により、それぞれのライフステージや生活の場に応じたこころの健康の保持・増進に努めます。
(くらし保健福祉部)
- 商工会等による巡回・窓口相談指導及び、経営安定特別相談室において、倒産のおそれのある事業者等からの相談への対応を行うほか、自殺対策に関する相談先の情報を、事業者向け講習会等におけるリーフレット配布等により周知を行います。(商工労働水産部)
- 教職員の研修会において、精神科医師やメンタルヘルス専門家を講師として迎え、個々に応じた心身のセルフケアの在り方や管理職としての職場環境づくりの提案を受けたり、ストレスやメンタルヘルスに対する基礎知識を学ぶ場を提供します。(教育委員会)
- 経験豊富な相談員等から家庭生活や職場における精神的・経済的な悩み等諸問題についてアドバイスを受けることができる「教職員よろず相談」や、精神科医師による「メンタルヘルス相談」を実施するとともに、県のホームページに相談先を掲載するなどして事業の周知を推進します。(教育委員会)

(3) 社会全体の被雇用者・勤め人の自殺リスクを低下させる取組

- 労働問題相談対応時に、相談者の希望に応じて、自殺対策に関する相談先情報の提供を行います。(商工労働水産部)

(4) 勤務問題による自殺対策を更に推進する取組

- 地域及び職域保健の関係機関が連携して、労働者の健康づくりやメンタルヘルス対策を支援します。(くらし保健福祉部)
- 事業所内においてメンタルヘルスに関する理解を深め、適切な対応ができるよう、鹿児島産業保健総合支援センター等と連携して、ストレスチェックの活用や周知、相談窓口の情報提供を行います。
(商工労働水産部)

5 生活困窮者に対する取組

(1) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

- 老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会や食生活改善推進員協議会など、地域活動を行う団体と協力・連携しながら、各団体へ出向いての説明やリーフレット等の配布を通じ、自分のまわりにいるかもしれない自殺を考えている高齢者の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという県民一人ひとりの役割等について意識が共有されるよう啓発します。
(くらし保健福祉部)(再掲)

(2) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

- 生活困窮者自立支援制度従事者や相談支援包括化推進員等の養成、資質向上のための研修において、生活困窮者の中には自殺リスクを抱える人が少なくないことなど、自殺対策と生活困窮者自立支援の連動の必要性についての理解の促進を図ります。(くらし保健福祉部)

(3) 社会全体の自殺リスクを低下させる取組

- 県税滞納者との納税相談において、生活困窮者と思われる事案については、地方税法第15条の7各号に基づく、滞納処分の執行停止を検討するほか、債務整理の必要がある場合においては、法テラス等への相談を案内し、滞納者の生活再建を促します。(総務部)
- 多重債務についての相談受付や多重債務問題に関する啓発を行うほ

か、「多重債務者対策庁内連絡会議」及び関係機関・団体に構成する「鹿児島県多重債務・ヤミ金融等対策協議会」において、情報交換等を行うとともに、連携して問題の解決に取り組みます。(男女共同参画局)

○ 借金・債務整理に関する無料法律相談会を開催し、無料法律相談のほか、精神保健福祉窓口と連携し、多重債務やギャンブル等依存症により精神的な不安を抱えている方を対象とした「こころの悩み相談」を行います。(男女共同参画局)(再掲)

○ 自立相談支援機関において、自殺リスクの高い住民情報を把握した際に、自殺対策関連リーフレットを配布するとともに、必要に応じて自殺対策窓口へ同行するなど、相互に連携を図り適切に支援します。

(くらし保健福祉部)(再掲)

○ 障害者就業・生活支援センター窓口にて、心の悩みの相談窓口を記載したリーフレットを設置します。(くらし保健福祉部)

○ 失業、生活困窮などにより自殺のリスクが高まっていると考えられる方へ、即時的・継続的かつきめ細かな支援等を行うことにより、当事者の問題解決能力の向上及び日常生活・社会生活への復帰の促進を図る事業をNPO法人事業へ委託し、民間団体との連携を強化します。

(くらし保健福祉部)

○ 子ども・若者からの自殺に係る相談に取り組む民間団体の活動へ補助を行い、子ども・若者の生活困窮対策についても連携して対応します。

(くらし保健福祉部)

○ ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭の親に対して、就業に関する指導や助言を行うとともに、就業支援講習会等を開催します。

(くらし保健福祉部)

○ 商工会等による巡回・窓口相談指導及び、経営安定特別相談室において、倒産のおそれのある事業者等からの相談への対応を行うほか、自殺対策に関する相談先の情報を、事業者向け講習会等におけるリーフレット配布等により周知を行います。(商工労働水産部)(再掲)

6 女性に対する取組

(1) 妊産婦・子育て世代への支援の充実を図る取組

- 産後うつや育児不安等を抱えるハイリスク妊産婦等に対して、市町村と連携し、訪問等による支援を行います。(くらし保健福祉部)

- 孤立感や不安を抱えた若年妊婦等が身近に相談できるオンライン相談窓口である「かごぷれホットライン」を設置し、予期しない妊娠等への相談支援を行うとともに、支援が必要な妊産婦に対して、医療機関や市町村等の関係機関と連携して支援を行います。(くらし保健福祉部)

- 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、母体の身体的機能の回復や精神状態の把握等を行う産婦健康診査について、市町村における取組を促進します。(くらし保健福祉部)

- ハイリスク妊産婦等について、産科医療機関や市町村等関係機関と連携したケース検討会等を開催します。(くらし保健福祉部)

- 家庭の中で子どもを育て、不安や悩み相談することができずに、一人で子育てを抱え込むことのないよう、子育て親子が気軽に集い、交流できる地域子育て支援拠点の設置運営など、市町村の子育て支援策を促進します。(くらし保健福祉部)

(2) 困難な問題を抱える女性への支援の充実を図る取組

- 民生委員等を対象にした研修会の開催及び専門の相談員による相談対応を行い、生活上の様々な困難を抱える女性の就労や社会参加に向けた支援を図ります。(男女共同参画局) (再掲)

- 配偶者等からの暴力被害者の多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、被害者支援の更なる充実を図ります。
(男女共同参画局)

- 配偶者からの暴力の被害者をはじめ、困難な問題を抱える女性からの相談を受けるとともに、必要に応じて、保護等を行います。
(くらし保健福祉部)

7 評価について

以下の評価指標において、目標値を設定し、本計画の進捗状況进行评估します。

1 高齢者に対する取組			
指標	現状	目標	備考
介護予防に資する(週1回以上、毎回運動を実施)住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	3.7% (令和4年)	5.0% (令和8年度)	出典:高齢者保健福祉計画
地域ケア会議において複数個別事例から地域課題を明らかにし、具体的な協議の対応を行っている市町村数	27市町村 (令和4年)	43市町村 (令和8年度)	出典:高齢者保健福祉計画
認知症サポーターの養成数	204,362人 (令和4年度末)	233,000人 (令和8年度)	出典:高齢者保健福祉計画
2 ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
自殺未遂者支援に関する協議の場の設置	—	14保健所で実施 (令和10年度)	県実施事業
ゲートキーパー養成研修を実施している市町村数	—	43市町村 (令和10年度)	市町村実施事業
3 子ども・若者に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
若年層(39歳以下)の自殺死亡率(人口10万対)	8.5(平成27年) 13.5(令和4年)	6.0以下 (令和10年) (30%以上減少)	人口動態統計
SOSの出し方教育及びゲートキーパー養成研修の実施率	—	100%	県実施事業
4 被雇用者・勤め人に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
有職者(「自営業・家族従事者」+「被雇用者・勤め人」)の自殺者数	114人 (平成27年) 120人 (令和4年)	79人以下 (令和10年) (30%以上減少)	自殺統計
教職員のメンタルヘルス研修参加者の評価(アンケート)	80.0%が「よかった」と回答	94%以上が「研修に参加して良かった」と回答	研修終了後のアンケート調査
5 生活困窮者に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
経済・生活問題を理由とする自殺者数	52人 (平成27年) 43人 (令和4年)	36人以下 (令和10年) (30%以上減少)	自殺統計
6 女性に対する取組			
評価指標	現状	目標	備考
女性の自殺死亡率(人口10万対)	10.8 (平成27年) 10.9 (令和4年)	7.5以下 (令和10年) (30%以上減少)	人口動態統計

第6章 自殺対策の推進体制

1 鹿児島県自殺対策連絡協議会

保健・医療・福祉・教育・労働等の行政機関・関係団体で構成され、総合的な自殺対策を協議する目的で設置された「鹿児島県自殺対策連絡協議会」において、本計画の進捗状況を評価するとともに、構成団体と連携した取組の検討などを行うことにより、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

「鹿児島県自殺対策連絡協議会」構成委員

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科/県医師会/県薬剤師会/県精神保健福祉協議会/県看護協会/県弁護士会/鹿児島労働局/県中小企業団体中央会/鹿児島産業保健総合支援センター/株式会社鹿児島読売テレビ/鹿児島いのちの電話協会/特定非営利活動法人ネットポリス鹿児島/鹿児島市保健所/県町村会/県消防長会/県民生委員児童委員協議会/県老人クラブ連合会/県教育委員会高校教育課/県警察本部生活安全部生活安全企画課/県立始良病院/県精神保健福祉センター/県保健所長会/県くらし保健福祉部（令和5年度）

2 鹿児島県自殺対策庁内連絡会議

自殺対策に関連する庁内各課から構成される「鹿児島県自殺対策庁内連絡会議」において、関係情報や課題等を共有し、相互に連携を図ることにより、全庁的に自殺対策を推進します。

3 市町村自殺対策計画の推進

県自殺予防情報センターにおいて、国の自殺総合対策推進センター、県内保健所等と連携を図りながら、市町村自殺対策計画の改定支援及び推進状況を把握し、市町村や保健所等に対し、適切な助言・指導を実施します。

4 その他市町村等への支援の強化

住民に最も身近な基礎自治体として、住民の暮らしに密着した広報・啓発、相談支援等を始めとした、地域の特性に応じた自殺対策を推進できるよう、自殺対策に資する事業に対する技術的支援や助言、人材養成等、以下の支援を行います。

- 県自殺予防情報センターにより、市町村に対し、自殺対策関連情報の提供や自殺の状況分析結果を提供します。（くらし保健福祉部）

- 精神保健福祉業務に従事する市町村職員に対し、他の精神保健福祉業務と合わせて自殺対策に係る研修を行います。(くらし保健福祉部)
- 地域の実情に応じた自殺対策を実施している市町村に対し、助成を行います。(くらし保健福祉部)
- 若年層向けの自殺対策を実施している民間団体に対し、費用の一部を助成することにより、円滑な事業の実施を図り、総合的な自殺対策を推進します。(くらし保健福祉部) (再掲)
- 県内で唯一の24時間365日対応の電話相談窓口、鹿児島いのちの電話が行う相談員の養成に対し、助成を行います。(くらし保健福祉部)

資料編

目次

資料 1	基本施策における自殺対策に資する事業一覧	41
資料 2	重点施策における自殺対策に資する事業一覧	50
資料 3	相談窓口一覧	58
資料 4	自殺対策基本法	60
資料 5	自殺総合対策大綱概要	64
資料 6	鹿児島県自殺対策計画に係る年間評価 (H30~R4)	67

基本施策における自殺対策に資する事業一覧

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
1	犯罪被害者等支援事業	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの充実・強化、交通事故相談及び被害者等援護活動の促進を図り、被害者等を支援する。	【性犯罪被害者等支援強化事業】 ・性犯罪・性暴力は、夜間休日を含めた緊急対応が必要になることから、ワンストップ支援センターにおいて24時間365日相談対応ができる体制を確保するとともに、被害者等の負担軽減を図るため診察、カウンセリング、弁護士相談等を実施します。 【交通事故被害者等支援事業】 ・交通事故相談において、相談者に対し、必要に応じて、適切な相談窓口を案内するほか、弁護士による法律相談も実施します。	男女共同参画局	暮らし共生協働課
2	暮らし安全・安心まちづくり推進事業	県民会議を推進母体として、啓発活動を実施し、県民総ぐるみの犯罪防止に関する意識高揚を図る。	・県民総ぐるみの犯罪被害防止に関する県民の意識高揚を図る中で、犯罪被害に関する相談先が記載されたリーフレット、チラシ等を配布します。 ・県民運動実施要綱に、実際に犯罪被害に遭われた方向けの窓口情報を盛り込みます。 ・県の犯罪被害者等支援総合窓口において、相談者に対し、必要に応じて、適切な相談窓口を案内します。		
3	多重債務者対策	・消費生活センター等における多重債務相談の受付 ・多重債務者対策庁内連絡会議の開催 ・鹿児島県多重債務・ヤミ金融等対策協議会の開催 ・借金・債務整理に関する無料法律相談会の開催	・多重債務についての相談受付や多重債務問題に関する啓発を行うほか、「多重債務者対策庁内連絡会議」及び関係機関・団体が構成する「鹿児島県多重債務・ヤミ金融等対策協議会」において、情報交換等を行うとともに、連携して問題の解決に取り組みます。 ・借金・債務整理に関する無料法律相談会を開催し、無料法律相談のほか、精神保健福祉窓口と連携し、多重債務やギャンブル等依存症により精神的な不安を抱えている方を対象とした「こころの悩み相談」を行います。		消費者行政推進室
4	共生・協働センター業務委託事業	共生・協働センター業務のうち、NPO法に関する相談対応、予備審査や、展示・情報発信、活動支援などの一部を委託する。	・自殺対策に関連する団体が設立された際に、自殺対策担当課へ情報提供を行うことで官民の連携を推進することができます。 ・自殺対策に関連する団体の活動を展示・情報発信することで、住民への啓発やイベント等の情報提供の機会として活用することができます。		
5	地域貢献活動サポート事業	「ふるさと納税制度」を活用し、地域課題の解決に向けた活動を行うNPO法人、地域コミュニティ等の団体を支援し、その活動の活性化と関係人口の創出を図ることを目的に、県から団体へ助成金を交付する。	・自殺対策に関連する地域課題の解決に取り組むNPO法人や地域コミュニティ等の団体へ助成することができます。		暮らし共生協働課
6	かごしま地域活性化協働推進事業	県とNPO等との協働による地域の課題解決のための事業	・県とNPO等との協働による自殺対策に関連する課題解決のための事業にも活用することができます。		
7	男女共同参画センターの運営事業	男女共同参画社会の実現を目指して、県民に対する意識啓発や推進役となる人材の育成を行うほか、情報提供や、男女共同参画に関する相談対応を行う。	・性別による固定的な役割分担意識やDVは日常生活に重圧を与え、自殺のリスクにつながる可能性があります。 ・セミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。 ・相談対応の機会を活用することで、自殺リスクを抱えた住民を早期に発見し、支援へとつなげることができます。		男女共同参画室

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
8	配偶者等からの暴力対策推進事業	配偶者からの暴力の防止及び被害者支援のため、県民に対する広報・啓発を行うとともに、配偶者暴力相談センターに助言や支援を行うコーディネーターを派遣するなど、相談体制の充実を図る。	・性別による固定的な役割分担意識やDVIは日常生活に重圧を与え、自殺のリスクにつながる可能性があります。 ・セミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。 ・相談員に対する助言・支援を行うことで、相談者に寄り添った支援ができるなど相談者の自殺リスクの低減に寄与できる可能性があります。	男女共同参画局	男女共同参画室
9	人権啓発広報事業	各種媒体を活用した人権啓発活動	・人権フェスタへの参加者に自殺対策関連のリーフレット配布を通じて、自殺対策の啓発を図ります。 ・人権啓発資料に、自殺対策に関する相談窓口の掲載を検討します。		人権同和対策課
10	保健師等指導管理事業	看護職員の資質向上を図るための研修や業務指導を行う。	・看護職員に対する研修の内容に、必要に応じて自殺対策や看護職員自身の心の健康づくりに関する視点を盛り込みます。	くらし保健福祉部	医師・看護人材課
11	地域包括支援体制人材育成事業	生活困窮などの複合化・複雑化した課題を抱える住民に的確に対応するため、市町村が行う包括的・総合的な相談体制の構築を支援する。	・市町村が行う生活困窮などの複合化・複雑化した課題を抱える住民に的確に対応する包括的・総合的な相談体制の構築を支援するため、相談支援包括化推進員の養成講座を開催します。		社会福祉課
12	地域福祉サービス推進事業	判断能力の不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助等を行い、自立した地域生活が送れるよう県社協が行う福祉サービス利用支援事業等に対する補助を行う。	・新任の生活支援員を対象とした研修の内容に、自殺対策に関する視点を盛り込む等、県社会福祉協議会へ支援を図ります。		
13	県地域福祉支援計画策定事業	社会福祉法に基づき市町村における地域福祉の推進を支援するため、県地域福祉支援計画を策定する。	・社会福祉法に基づき市町村における地域福祉の推進を支援するため、鹿児島県自殺対策計画ほか、関連計画との調和・連携を図り、県地域福祉支援計画を策定します。		
14	地域生活定着支援センター運営事業	福祉的な支援を必要とする高齢又は障害のある矯正施設退所者の地域への定着を図るため、地域生活定着支援センターにおいて必要な福祉サービスの検討や関係機関との調整等による支援を行う。	・福祉的な支援を必要とする高齢又は障害のある矯正施設退所者の地域への定着を図るため、地域生活定着支援センターにおいて必要な福祉サービスの検討や関係機関との調整等による支援を行います。		
15	生活福祉資金貸付補助事業	低所得世帯等に対し、生活福祉資金の貸付と援助指導を行う県社協に対して補助を行う。	・市町村社協の窓口で相談を受ける際に、必要に応じて相談先一覧等の資料配布の支援を図ります。		
16	民生委員指導事業	民生委員・児童委員が相談援助活動を行う上で必要な知識や心構えに関する指導等を行う。	・民生委員の新任研修・現任研修実施の際、相談援助活動を行う上で必要な知識や心構えに関する指導等の中に自殺対策に関する視点を盛り込むよう各振興局・支庁への支援を推進します。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
17	成年後見制度利用促進基本計画策定事業	市町村における成年後見制度利用促進基本計画の策定などの取組を支援するため、研修会等を開催する。	・担当職員向けの研修等の内容に、自殺者対策に関する視点を盛り込むように実施団体への支援を推進します。		社会福祉課
18	難病相談・支援センター事業	難病患者等の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として設置。	・難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族からの相談に対応するとともに、相談員が相談者の自殺のリスクを早期に発見し、必要に応じて他の相談支援機関につなげられるよう、相談員に対して自殺対策に関する情報を提供します。		健康増進課
19	難病患者等地域支援協働事業	難病患者及びその家族に対する相談・指導・助言等を実施するほか、難病に関する新たな医療提供体制の整備を行う。	・各保健所及び関係機関において、難病患者や長期にわたり療養を必要とする児及びその家族に対する相談・指導・助言等を実施する中で、自殺のリスクを早期に発見し、関係機関と連携した支援ができる体制を整備します。		
20	障害者スポーツ振興事業	障害者のスポーツを通じた社会参加等を促進するため、選手の発掘・育成や地域で恒久的にスポーツに親しめる環境作り等により、障害者スポーツの普及・拡大を図る。	・障害者スポーツ教室に参加することにより、スポーツの楽しさを体験、他の参加者等との交流が生まれるため、社会参加への意欲が高まります。 ・障がい者スポーツ指導員養成講習会等にて、必要に応じ自殺対策等に係るリーフレット等を配付します。	くらし保健福祉部	障害福祉課
21	身体障害者福祉推進事業(障害者施策推進協議会)	障害者施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整及び障害者計画・障害福祉計画の策定及び変更。	・協議会において、必要に応じて自殺対策を議題として取り上げます。 ・障害者計画及び障害福祉計画を、自殺対策計画と連携させることにより、自殺のリスクの高い障害者への対策を推進することができます。		
22	地域自殺対策強化事業	・県内の総合的な自殺対策の推進のため、保健所において、若年層を対象とした人材育成や対面相談を実施 ・自殺対策事業を実施している市町村や民間団体に対し補助金を交付	・県保健所において、ゲートキーパー養成研修を実施します。 ・自殺対策を実施する市町村や民間団体に対して、補助金を交付し、総合的な自殺対策を行えるよう支援します。		
23	自殺予防対策事業	・県自殺予防情報センターを運営し、自殺に関する情報の収集、分析及び提供を行う。 ・自殺を考えている人や自死遺族等への支援 ・市町村へ自殺対策計画の策定等に関する支援を実施 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、街頭キャンペーンを実施 ・自殺対策関係団体で構成する「鹿児島県自殺対策連絡協議会」を開催し、自殺対策等について協議	・自殺を考えている人や自死遺族の方の相談支援を行います。 ・市町村とのネットワークを活用し、市町村へ自殺対策に関する各種支援を行います。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間において、県広報誌や広報番組を活用し、普及啓発を行うほか、街頭でチラシ等を配布するキャンペーンを行います。 ・鹿児島県自殺対策連絡協議会の構成団体とより強力で連携し、総合的な自殺対策に取り組みます。 ・自殺未遂者支援や自死遺族支援に携わる関係機関の職員に対して研修を行います。 ・精神保健福祉センター及び自殺予防情報センターにおいて、大切な人を自死によって亡くされた方に関する相談を受け付けるほか、分かちあいの会を開催します。(障害福祉課)		
24	こころの電話相談事業	社会変動に伴う県民の精神的不安等こころの悩みについて電話による相談に応じる。	・県民の精神的不安等のこころの悩みについて、相談員による電話相談に応じます。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
25	県地域生活支援事業(高次脳機能障害者支援)	・相談支援 ・関係機関の調整・支援 ・関係者への研修	・当事者や家族等が安心して地域で暮らし続けるため、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害に関する研修等を行います。	くらし保健福祉部	障害福祉課
26	精神保健福祉センター事業	一般診察及び相談、指導援助、教育研修 思春期診察及び相談、指導援助、教育研修	・診察や相談において、心の悩みを抱えた方には、しかるべき相談窓口を紹介します。		
27	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	・障害者を理由とする差別に関する相談対応や協議会の運営 ・差別解消に係るリーフレットの作成配布や研修会・個別訪問等による普及啓発	・障害者の自殺防止に繋がるよう、以下のとおり障害を理由とする差別を解消するための取組を推進します。 ・障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例の趣旨を広く県民に理解していただくために、街頭キャンペーンを実施するほか、関係団体や事業者の会議等の場や事業者への個別訪問等による法・条例の説明、県ホームページでの広報等を行います。 ・障害を理由とする差別に関する相談等に対応するため、相談員を配置し、相談者に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係者間の調整を行います。		
28	発達障害者支援体制整備促進事業	県内各地に発達障害者支援体制を構築し、すべての障害児(者)が身近な地域でライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制の充実を図る。	・発達障害者の中には、様々な生活上の困難さから、自殺のリスクの高い人も少なからずいるといわれています。身近な地域でライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制の充実を図ります。		
29	軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	身体障害者手帳の交付対象としない18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用を補助する。	・日常生活における言語獲得や言語機能やコミュニケーション能力が向上し、軽度・中等度難聴児の孤立化を防ぐことができます。		
30	パーキングパーミット制度推進事業	身障者用駐車場の適正利用を図るため、県内共通の利用証を発行し、必要な方のために駐車スペースを確保する。	・歩行困難な障害者等の駐車スペースを確保することにより、外出の機会の増えることから、社会参加の意欲が高まります。		
31	福祉のまちづくり推進事業	福祉のまちづくり広報誌「ありば」を年2回発行する。	・広報誌「ありば」にて、自殺対策に係る記事を掲載します。		
32	視聴覚障害者情報センター管理運営費	点字・録音図書や字幕入りDVD等の各種情報を視覚障害者及び聴覚障害者に対し提供する。	・自殺対策等に係るリーフレット等を設置します。		
33	障害者自立交流センター管理運営費	障害者に対し、機能訓練、社会との交流促進等の場を提供する。	・自殺対策等に係るリーフレット等を設置します。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
34	全国障害者スポーツ大会事業	全国障害者スポーツ大会へ参加する鹿児島県選手団を派遣する。	・全国障害者スポーツ大会に参加することにより、その能力を発揮するとともに他の参加者等との交流が生まれることから、社会参加への意欲が高まります。	くらし保健福祉部	障害福祉課
35	県地域生活支援事業(手話通訳者養成研修事業)	県内で活動できる手話通訳者を養成する。	・手話通訳者養成研修会にて、必要に応じ自殺対策等のリーフレット等を配付します。		
36	県地域生活支援事業(介護職員等医療ケア研修事業)	居宅及び障害者支援施設等において、適切にたんの吸引・経管栄養等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するための研修を行う。	・たんの吸引や経管栄養を必要とする方が居宅等で安心して暮らしていけるよう、介護職員等への研修を行います。		
37	県地域生活支援事業(県障害者相談支援体制整備事業)	県障害者自立支援協議会及び県地域連絡協議会を設置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進する。	・協議会において、必要に応じて自殺対策を議題として取り上げます。 ・協議会の委員に対して、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを配布し、自殺対策に関する取組と、リーフレットの活用方法について説明を行います。		
38	県地域生活支援事業(盲ろう者通訳・介助員養成研修事業)	盲ろう者に対してコミュニケーション支援及び移動介助を行う通訳・介助員を養成する。	・盲ろう者通訳・介助員養成研修会にて、必要に応じ自殺対策等のリーフレット等を配布します。		
39	県地域生活支援事業(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業)	咽頭全摘出による音声機能喪失者に対し、社会復帰促進に向けた発声訓練を実施し、指導員養成のための研修会に派遣する。	・音声機能障害者発声訓練指導者研修会にて、必要に応じ自殺対策等のリーフレット等を配布します。		
40	県地域生活支援事業(生活訓練等事業)	生活の質的向上のため、障害者に対して日常生活上必要な訓練・指導などを行う。 ①オストメイト社会適応訓練事業 ②脊髄損傷者生活訓練事業 ③リウマチ身体障害者生活訓練事業 ④視覚障害者生活訓練事業 ⑤中途失明者緊急生活訓練事業 ⑥聴覚障害者生活訓練事業	・各事業にて、必要に応じ相談先一覧等を配付します。		
41	県地域生活支援事業(情報支援等事業)	手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳・介助員の派遣や、県庁舎への手話通訳者の設置、字幕入りDVDの制作等を行う。	・盲ろう者通訳・介助員等に、必要に応じ相談先一覧等を配付します。		
42	県地域生活支援事業(障害者ITサポートセンター運営事業)	障害者のIT活用能力の格差是正のため、相談支援やパソコンボランティアの養成・派遣などを行う。	・パソコンボランティアの養成講習会にて、必要に応じ相談先一覧等を配付します。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
43	県地域生活支援事業(社会参加:障害者社会参加推進センター事業)	各種障害者団体間の連携を図り、障害者の社会参加推進のために必要な事業の推進を行う。	・社会参加推進協議会において、必要に応じ障害者の自殺対策等について協議します。	くらし保健福祉部	障害福祉課
44	県地域生活支援事業(社会参加:障害者110番設置事業)	障害者等の相談等に対応するため、福祉相談員を配置した常設相談窓口を設置、相談内容により専門相談チームの編成し、相談に対応する。	・相談者の相談内容等に応じ、相談先へ内容をつなぎ、解決を図ります。		
45	県地域生活支援事業(社会参加:明るいくらし促進事業)	競技別県大会の開催、九州大会・全国大会への選手派遣助成や障害者の特性に応じたスポーツ・レクリエーションの指導者育成を行う。	・障がい者スポーツ指導員養成講習会等にて、必要に応じ自殺対策等に係るリーフレット等を配付します。		
46	県地域生活支援事業(社会参加:奉仕員養成研修事業)	手話奉仕員、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員等を養成する。	・養成講習会にて、必要に応じ自殺対策等に係るリーフレット等を配付します。		
47	県地域生活支援事業(社会参加:障害者自立交流促進事業)	スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、その支援活動等を行うスポーツボランティアの養成を行う。	・障害者スポーツ教室に参加することにより、スポーツの楽しさを体験、他の参加者等との交流が生まれるため、社会参加への意欲が高まります。 ・障がい者スポーツ指導員養成講習会等にて、必要に応じ自殺対策等に係るリーフレット等を配付します。		
48	県地域生活支援事業(社会参加:県障害者スポーツ大会)	障害者の自立と社会参加の促進を目的とし、障害者スポーツ大会を実施する。	・県障害者スポーツ大会に参加することにより、その能力を発揮するとともに他の参加者等との交流が生まれることから、社会参加への意欲が高まります。		
49	県地域生活支援事業(社会参加:身体障害者補助犬給付事業)	県内に居住する重度の視覚障害者又は重度の聴覚障害者、重度の下肢障害者に身体障害者補助犬を給付する。	・補助犬を給付することにより、給付対象者の外出等の機会の増えることから、社会参加の意欲が高まります。		
50	県地域生活支援事業(社会参加:知的障害者社会活動総合推進事業)	知的障害者の社会参加促進のため、レクリエーション・ボランティア教室や知的障害者スポーツ大会を開催する。	・スポーツ大会等に参加することにより、スポーツ・レクリエーションの楽しさを体験、他の参加者等との交流が生まれることから、社会参加への意欲が高まります。		
51	県地域生活支援事業(社会参加:知的障害者スポーツ振興事業)	全国障害者スポーツ大会団体競技九州ブロック予選大会への派遣費用の助成やスポーツ教室を開催する。	・九州ブロック予選大会に参加することにより、その能力を発揮するとともに他の参加者等との交流が生まれることから、社会参加への意欲が高まります。		
52	県地域生活支援事業(社会参加:精神障害者スポーツ振興事業)	バレーボール競技の県大会を開催し、九州地区大会への派遣費用を助成する。	・県大会及び九州地区大会に参加することにより、その能力を発揮するとともに他の参加者等との交流が生まれることから、社会参加への意欲が高まります。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
53	市町村地域生活支援事業	市町村が実施する地域生活支援事業に対し補助を行う。	・市町村において、障害への理解促進や相談支援等を実施することにより、障害者がその地域にて自分らしく生活することができます。		障害福祉課
54	障害者虐待防止対策事業	・障害者虐待防止・権利擁護研修の開催 ・虐待防止に係るパンフレットの作成配布や県ホームページへの掲載等による普及啓発 ・県障害者権利擁護センターでの相談対応	障害者の自殺防止に繋がるよう、以下のとおり障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行います。 ・障害福祉サービス事業所等の従業員や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るための研修を実施します。 ・障害者虐待防止に係るパンフレットを街頭キャンペーン等で配布したり、県ホームページに制度や体制等を掲載するなどして啓発を図ります。 ・県障害者権利擁護センターにおいて、障害者からの相談への対応を行います。		
55	依存症対策総合支援事業	・アルコール健康障害対策推進計画の策定 ・依存症専門相談の実施 ・依存症家族教室の実施	・精神保健福祉センターで実施している依存症専門相談や依存症家族教室において、自殺対策に係る相談窓口を記載したリーフレット等を配布します。		
56	自立支援医療事業	・精神障害を有する人の通院医療費を1割負担に軽減	・経済的負担の軽減や、定期的な通院継続につながることから、引き続き自立支援医療制度の普及啓発に努めます。		
57	危険ドラッグ対策事業	危険ドラッグの有害性や危険性を県民へ広く啓発する。	・薬物乱用防止に関する研修会や、各種会合等において、相談先一覧等のリーフレットを配布し、県の自殺対策に関する取組やリーフレットの活用方法について周知します。		
58	子ども・子育て支援総合対策事業	・保育所等に勤務する保育士等の資質向上及び特別保育の処遇向上を図る目的として保育所特別保育等研修会を実施 ・地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事する者に対し研修を実施 ・保育現場におけるリーダー的職員の育成を図るため、保育士等キャリアアップ研修事業を実施 ・認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を助成する。	・保育士等を対象とした研修の保護者支援に関する分野において、メンタルヘルスの観点を取り入れます。		子育て支援課
59	不妊治療対策事業	・不妊に関する悩み等の解消及び不妊治療における自己決定への支援を行うための相談体制の整備 ・先進医療不妊治療に要する費用の一部を助成	・不妊・不育症に悩む方からの相談に対応している不妊専門相談センターの一般相談窓口(各保健所)における相談従事者については障害福祉課の自殺対策事業による研修受講者として、また、鹿児島大学病院に委託して設置している専門相談窓口においては、相談者の精神状況に応じて適切な医療的ケアを案内します。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
60	県中小企業融資制度運営事業	保証機関に対し、県中小企業融資制度の信用保証料の補助を行うことにより、通常の保証料率より引き下げ、中小企業者の保証料を軽減する。	・県中小企業融資制度の普及に努めるとともに、資金繰りの相談窓口の周知に努めます。	商工労働水産部	中小企業支援課
61	かごしま中小企業支援ネットワーク事業	県内の金融機関、保証機関、商工団体などが相互の協調体制を構築し、県内中小企業者の事業再生・事業承継・経営改善の支援を促進する。	・かごしま中小企業支援ネットワークの会議や研修会において、必要に応じ、自殺対策に関するリーフレットを配布し、活用方法について説明を行います。		
62	働きたい女性の就職サポート事業	出産・子育て等により離職し再就職を希望する女性に対して、就職活動に必要な知識等を習得するための研修を実施する。	・就労を目指す女性向けの研修に、自殺対策に関する内容を盛り込むことで、女性に対する啓発を行います。	商工労働水産部	雇用労政課
63	障害者雇用促進事業	障害者の雇用を促進するため、事業所訪問等による求人開拓や障害者就職面接会の実施、民間企業等における短期の雇用体験等を実施する。	・障害者就職面接会等における就職相談ブースに、自殺対策に関する相談先情報を掲載したリーフレット(障害福祉課作成)を設置することで、相談先情報の周知を行います。		
64	高齢者あんしん住まい整備事業	民間事業者が建設するサービス付き高齢者向け住宅の建設費の一部を補助する。	・サービス付き高齢者住宅の事業主が実施する職員研修の内容に、自殺対策に関する視点を盛り込むよう依頼します。	土木部	住宅政策室
65	初任者研修(高校)	教師としての使命感と実践的指導力を養い、幅広い知見を得させるとともに、地域の一員としての自覚を確立する。	・初任校研修期間中において、県総合教育センター担当者による巡回訪問、個別相談を実施し、研修者からの相談への対応を行います。		高校教育課
66	現職教員等研修(高校)	国及び県の主催する研修講座等に参加させ、その職務を遂行するための研究と修養に努めさせ、資質の向上を図る。	・教職員に対し、県総合教育センター実施の大学連携講座にて、メンタルヘルス講座の受講を促します。		
67	定通教育振興奨励事業	定時制・通信制高校に在籍する有職生徒に対し、教科書等の給与、奨学金の貸与を行い、経済的負担の軽減、学習意欲の向上を図る。	・定時制・通信制高校に在籍する有職生徒が一定の単位取得や所得要件等を満たした場合に、教科書等の給与や修学資金の貸与を行い、経済的負担を軽減します。		
68	生徒指導対策総合推進事業(スクールカウンセラー配置事業)	・スクールカウンセラースーパーバイザー等の緊急派遣、スクールカウンセラーの緊急支援 ・スクールカウンセラーによる中・長期的な支援	・自死が発生した際に起こりうる心身の変化や対処法など心理的な情報を伝える心理教育を、児童生徒や教職員、保護者に対して行います。 ・自死遺族から心理的なケアの希望が出た場合には、スクールカウンセラースーパーバイザー等が心理的支援を行う。また、亡くなった子どものきょうだいに対しても、きょうだいの在籍する学校と連携し、同様に支援します。		
69	犯罪被害者等支援推進事業	性犯罪・性暴力被害者の精神的負担軽減のため、被害者支援制度の積極的活用及び関係機関・団体との連携を図る	・被害者支援制度の積極的活用を行うとともに、かごしま犯罪被害者支援センターと連携し、途切れのない支援の充実を図ります。 ・性暴力被害の専門相談窓口である性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称フラワー)の支援において各機関との連携を図ります。	警察本部	相談広報課

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
70	遺族への適切な対応	自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見を踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な対応等に関する知識の普及を推進する。	・適切な遺族等への対応に関する知識を普及するための講習等を実施するとともに、関係機関との連携を図ります。	警察本部	生活安全企画課
71	自殺統計資料の活用事業	警察が保有する自殺統計について、県障害福祉課に提供して、情報の共有を実施し、ホームページにおいても公表している。	・警察が保有する自殺統計データの分析把握に努めるとともに、自殺予防週間に広報用のポスターを掲示します。		生活安全企画課 人身安全・少年課
72	行方不明者発見活動事業	自殺企図の行方不明事案に対して、迅速な発見活動を実施して、発見・保護に努める。	・自殺のおそれのある行方不明事案の早期発見・保護に努めるとともに、行方不明者や保護者等に対する助言を実施します。		

重点施策における自殺対策に資する事業一覧

1 高齢者に対する取組					
番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	担当部局	担当課
1	特定健康診査・特定保健指導等推進支援事業	特定健康診査・特定保健指導従事者向け人材育成研修会の開催及び体制構築等	・特定保健指導従事者等を対象とする特定健康診査・特定保健指導推進研修において、自殺対策も含めた健康の保持に関する視点を盛り込むよう検討します。	くらし保健福祉部	国民健康保険課
2	高齢者元気度アップ地域活性化事業	高齢者を含むグループが行う互助活動等や幅広い世代の方が行う高齢者の生活支援に係るボランティア活動等に対し、地域商品券等に交換できるポイントを付与する。	・高齢者を含むグループが行う互助活動等や、幅広い世代の方が行う高齢者の生活支援に係るボランティア活動等に対し、地域商品券等に交換できるポイントを付与する取組により、高齢者を地域全体で支える活動を促進します。		高齢者生き生き推進課
3	すこやか長寿社会運動推進事業	高齢者が長年の経験の中で培った知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送ることができ、心豊かで活力ある長寿社会を実現するため、県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動」を推進する。	・日頃から高齢者の生きがいづくり等に関わっている「高齢者元気ふれあい推進員」へ各種相談窓口を記載したリーフレットを配布し、周知・広報を促進します。		
4	老人クラブ育成事業	心豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動を行い、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う老人クラブに対して助成を行う。	・老人クラブの活動助成を行うことで老人クラブの活性化を図り、生きがいづくりや健康づくりのほか、地域社会の担い手としての活動を促進します。		
5	在宅医療・介護連携推進支援事業	地域包括ケアシステム構築に係る医療介護連携の推進を図るため、在宅医療・介護連携に関する協議会を開催するとともに、患者が病院と自宅等との間で円滑に入退院できるよう、地域における市町村や医療・介護関係者による入退院調整に係る協議を支援する。	・県内の全保健医療圏において、高齢者を中心とした医療と介護が必要な方の入院から在宅への移行等が円滑に進むよう、入退院調整ルール策定に係る関係者による協議を支援するなど、関係者のネットワークの構築に努めます。		
6	(～R5)地域ケア・介護予防推進支援事業(かごしま介護予防市町村支援事業)	市町村における介護予防の取組の効果的・効率的な実施を推進するため、市町村の介護予防事業に関する支援を行うとともに、好事例を把握し県内での多様なサービスの展開を推進する。また、研修会や地域単位の検討会等を実施し、リハビリテーション専門職等の市町村事業への積極的な関与を支援する。	・「介護予防に資する住民主体の通いの場」等、身近な地域で高齢者が健康づくりや社会参加活動を通じて自主的に介護予防に取り組めるように、介護予防につながる活動の地域全体での取組を図ります。		
7	(R6～見込み)地域ケア・介護予防推進支援事業(かごしま介護予防(総合事業)推進事業)	市町村がセミナーや個別支援を活用して総合事業を見直し、充実化を図れるように支援する。また、研修会や地域単位の検討会実施により、市町村が行う介護予防事業等へのリハビリテーション専門職等の積極的な関与を支援する。	市町村における介護予防事業見直しの取組を推進するとともに、リハビリテーション専門職等の介護予防への関与の促進を支援します。		
8	(～R5)地域ケア・介護予防推進支援事業(保険者機能強化支援事業)	市町村が効果的な地域ケア会議を実施できるよう、県アドバイザーによる支援や、実施法上の課題、手法等の共有により、県全体への普及展開を図り、市町村の保険者機能強化に向けた支援を行う。	・高齢者の自立支援・重度化防止に資する地域ケア会議の実施により、高齢者のQOLの向上を目指し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図ります。		
9	(R6～見込み)地域ケア・介護予防推進支援事業(保険者機能強化支援事業)	地域の高齢化率や将来人口の推移等を踏まえ、地域支援事業の各事業の効果検証を行うとともに、地域に相応しい地域支援事業の全体像を関係者と作れるよう支援する。	高齢者の状態像に合わせた介護予防の取組や地域づくりなど、地域の実情に応じた仕組みを関係者とデザインするため、研修会や伴走支援等を実施するとともに、アドバイザーを派遣し地域ケア会議の充実・強化を図ります。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
10	地域ケア・介護予防推進支援事業 (地域包括支援センター職員等研修事業)	地域包括支援センターの業務に携わる職員等に対し研修を実施し、職員の資質向上を図り、地域支援事業等の効果的な実施、センターの適切な運営及び機能強化を図る。	・相談者の抱える悩みに早期に気づき、支援へとつなぐ方策等の研修を実施するなど、地域包括支援センターの機能強化を図ります。		
11	認知症施策等総合支援事業	認知症高齢者家族等への支援や地域住民の理解促進、地域における支援体制の整備及び認知症疾患医療センターの設置による医療と介護の連携強化など認知症の段階や生活環境に応じた総合的な施策を推進する。	・地域における認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターを地域連携機関として、かかりつけ医等と連携した早期診断・早期対応の体制構築を推進します。 ・認知症介護をしている家族の相談を受け、社会資源等の紹介をし、介護負担の軽減が出来るよう相談窓口の周知を図ります。 ・認知症について正しく理解し、地域や職域において認知症の人と家族を応援する認知症サポーターの養成を図ります。	くらし保健福祉部	高齢者生き生き推進課
12	高齢者虐待防止推進事業	・地域包括支援センターや介護施設等の従事者に対し、高齢者権利擁護意識の向上を図るための研修を実施 ・ホームページやリーフレットなどを活用した高齢者虐待に関する普及啓発を実施 ・高齢者虐待防止の推進を図るために毎年高齢者虐待防止推進会議を実施	・市町村や関係団体等で構成する県高齢者虐待防止推進会議において、関係機関相互の密接な連携を確保し、高齢者虐待防止対策の推進を図ります。 ・介護施設等の従事者及び市町村・地域包括支援センター職員に対する高齢者権利擁護意識の向上を図るための研修を実施します。 ・ホームページや広報誌、リーフレットなど各種媒体を活用した高齢者虐待に関する普及啓発に努めます。 ・高齢者虐待防止対策の推進に当たっては、認知症施策と連携した取組に努めます。		
13	高齢者就業機会確保事業	高齢者の就業を促進するため、県シルバー人材センター連合会への運営費補助及びシルバー人材センターの設立促進、育成指導を行う。	・シルバー人材センターに、自殺対策に関する相談先情報を掲載したリーフレット(障害福祉課作成)を設置させてもらうことで、相談先情報の周知を行います。		
14	高齢者就業機会確保事業	高齢者の就業を促進するため、県シルバー人材センター連合会への運営費補助及びシルバー人材センターの設立促進、育成指導を行う。	・シルバー人材センターに、自殺対策に関する相談先情報を掲載したリーフレット(障害福祉課作成)を設置させてもらうことで、相談先情報の周知を行います。	商工労働水産部	雇用労政課
15	高齢者あんしん住まい整備事業	民間事業者が建設するサービス付き高齢者向け住宅の建設費の一部を補助する。	・事業主が実施する職員研修の内容に、自殺対策に関する視点を盛り込むよう依頼します。(再掲)	土木部	住宅政策室
2 ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組					
番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
16	がん対策総合推進事業	がん予防の推進、がん医療の均てん化及びがんの早期発見・早期治療等の促進を図るため、がん医療提供体制の整備や、関係団体と連携した普及啓発等を行う。	・がん患者やその家族のがん相談支援センターの利用を促進し、自殺のリスクの高い患者を早期に発見し、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行います。	くらし保健福祉部	健康増進課
17	精神科救急医療体制整備事業	・日曜・祝日・年末年始に、当番病院(病院群輪番方式)を整備し、緊急な医療を必要とする精神障害者に精神科救急医療を提供 ・精神科救急システム連絡調整委員会の開催 ・365日開設の精神科救急情報センターを整備し、警察、消防機関等からの要請に対して、救急対応の要否判断を行い、外来受診可能な医療機関又は入院可能な医療機関を紹介 ・365日開設の相談窓口を整備し、医療機関の紹介・調整等を実施	・当番病院は、当番日において次の各号の対応を行っています。 ア 診療及び電話による相談に応じます。 イ 受診や入院の受け入れ体制を整えています。 ウ 精神保健指定医1名(精神保健指定医のオンコール)を含む医療関係職員を確保します。 エ 1床以上の空床を確保します。 ・精神科救急情報センターは、警察、消防機関等からの要請に対して、精神障害者等の状態に応じて救急対応の要否判断を行い、外来受診可能な医療機関又は入院可能な医療機関を紹介しています。 ・相談窓口は、精神保健福祉士等で一定の経験を有し、県が実施する研修を1回以上受けた者が従事しており、次の各号の対応を行っています。 ア 「精神科救急医療電話相談窓口業務運用マニュアル」により、精神科救急に関する電話相談に応じます。 イ 自殺企図など精神科の受診が必要な場合は、受診先を調整します。 ・救急告示病院等に搬送された自殺未遂者や精神障害者について、精神科医のいない状況でも安全な初期治療ができることを目指して実施されるPEEC (Psychiatric Evaluation in Emergency Care)研修会の開催を支援します。	くらし保健福祉部	障害福祉課

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課	
18	精神科救急医療地域支援体制強化事業	365日対応の1次基幹病院(精神科救急地域拠点病院)を指定し、処遇困難等により当番病院で対応困難な患者の受入や平日夜間等の診療を行える体制を構築	・精神保健指定医1名及び看護師、准看護師及び精神保健福祉士のいずれか3名以上が、緊急な医療を必要とする精神障害者の医療及び保護を行う体制(オンコールを含む。)を整備し、かつ、それぞれの医療従事者が当該精神障害者の診療に当たっています。	くらし保健福祉部	障害福祉課	
19	災害派遣精神医療チーム体制整備事業	・運営委員会の開催(年2回) ・県内DPAT研修の開催(年1回) ・国等が主催するDPAT研修、訓練等への参加	・自然災害等が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うDPATを派遣します。			
20	精神障害者実地審査精神病院等立入調査事業	精神科病院実地審査・実地指導の実施 (51精神科病院)	・精神科病院における患者の自殺を防止するため、病院の取組について指導監督を行います。 ・相談窓口を記載したリーフレット等を配布し、外来等における相談窓口の周知・啓発を図ります。			
21	精神障害者措置入院事業	・措置入院による自殺企図者等の保護 ・措置入院者退院後支援による自殺再発防止	・措置入院者の退院後支援に従事する研修会の中に、自殺対策に関する内容を盛り込み、早期に気づき、支援を行えるようにします。	くらし保健福祉部	業務課	
22	薬物乱用防止対策事業	覚醒剤など違法薬物の乱用の恐ろしさや弊害を広く県民に周知徹底させるため、鹿児島県薬物乱用対策推進地方本部を設置し、関係機関、関係団体と協力して啓発活動を行っている。	・薬物乱用防止に関する研修会や、各種会合等において、相談先一覧等のリーフレットを配布し、県の自殺対策に関する取組やリーフレットの活用方法について周知します。			
23	薬事監視事業	薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等の許可申請、届出の審査を行う。また、当該業者への立入検査を通して、医薬品等の適正な保管及び供給についての指導及び取り締まりを行う。 「薬と健康の週間」などを活用し、県民に薬の正しい知識を啓発する。 一般用医薬品の販売に従事する「登録販売者」の試験・登録を行う。	・薬局において、濫用等のおそれのある医薬品や睡眠剤、鎮痛剤の販売・授与にあたっては、相手方から使用目的等を確認するなど、医薬品の適正使用の推進を図ります。			
24	毒物劇物取締事業	毒物劇物製造業、販売業及び特定毒物研究者等の登録、更新、各種届出の処理及び施設調査を行う。 毒物劇物取扱者試験を実施する。 毒物劇物取扱者に対して、指導取締りを行い、毒物劇物の取扱いの適正化や事故等の未然防止を図る。	・毒物劇物販売業者については、毒物・劇物の販売・授与にあたっては、相手方から使用目的等を確認するなど、毒物・劇物の適正使用の推進を図ります。	くらし保健福祉部	子ども家庭課	
25	ハイリスク母子保健対策事業	産後うつや育児不安等を抱えるハイリスク妊産婦等に対して、市町村と連携して保健所が訪問・面接・電話等による支援を実施。 支援関係者とのケース検討会や連絡会を開催し、地域での支援体制の構築を図る。	・産後うつや育児不安等を抱えるハイリスク妊産婦等に対して、市町村と連携し、訪問等による支援を行います。 ・ハイリスク妊産婦等について、産科医療機関や市町村等関係機関と連携したケース検討会等を開催します。 ・産後うつ病の予防や新生児への虐待予防等を図るため、母体の身体機能の回復や精神状態の把握等を行う産婦健康診査について、市町村における取組を促進します。			
26	産前から産後の切れ目ない支援強化事業	保健師や助産師など専門職の資質向上を目的とした研修会を開催する。	・研修等の内容に妊産婦のメンタルヘルスに関する内容を盛り込むようにします。 ・産婦健康診査事業の取組状況や好事例について情報提供します。			
27	地域子ども・子育て支援事業	地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が行う多様な保育サービスの提供に助成する。	・子育てに関する相談、情報の提供、助言などを行う地域子育て支援拠点の設置運営など、市町村の子育て支援策を促進します。			子育て支援課
28	公園維持管理事業	県立公園(吉野・吹上浜海浜・大隅広域・石橋記念・北薩広域公園、谷山緑地)の維持管理に要する経費	・公園管理職員による単独来園者へのあいさつや声かけを積極的に行います。			

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
29	警察安全相談の受理	トラブル、病気等の悩みを抱えた相談者に対し、対処方法、関係機関の教示、助言等を行う	・機会を見て相談業務に従事する職員をゲートキーパー研修に参加させて、自殺兆候の把握方法やその際の対処法を学び、相談者の自殺リスクの早期把握に務め、関係機関と連携し相談者の自殺の未然防止を図ります。	警察本部	総務課
3 子ども・若者に対する取組					
番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
30	「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」推進事業	青少年の自立の精神と豊かな感性の醸成、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を推進する。	・青少年問題協議会において、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について協議します。		
31	青少年環境づくり推進事業	有害環境から青少年を守るため、県青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施、青少年保護育成審議会や青少年環境づくり懇談会の開催など、学校や地域、関係団体等と連携した社会環境づくりを推進する。	・インターネットを介した有害情報との接触や性被害の防止を図るため、県青少年保護育成条例に基づき、フィルタリングの利用促進等に取り組みます。		青少年男女共同参画課
32	若者自立支援対策推進事業	不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなどの総合相談窓口である「かごしま子ども・若者総合相談センター」や支援地域協議会の運営及び支援活動などを行う。	・不登校やひきこもりなど、自殺につながる可能性のある相談に適切に対応するため、各種研修会等へ参加させるなどして相談員の資質を向上させ、「かごしま子ども・若者総合相談センター」の相談体制の充実を図ります。また、NPO等関係機関・団体との一層の連携を進め、訪問支援や居場所づくりなどの支援に取り組みます。	男女共同参画局	
33	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	子どもの頃から男女共同参画についての理解を深めるため、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進する。 ・小・中学生を対象としたワークショップや、教職員、保護者、地域の方々を対象としたセミナー等の開催 ・教職員と教職員を目指す学生等を対象とした人材養成講座の開催	・性別による固定的な役割分担意識やDVIは日常生活に重圧を与え、自殺のリスクにつながる可能性があります。 ・セミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。		男女共同参画室
34	医療的ケア児等総合支援事業(医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業)	医療的ケア児等コーディネーターや支援者の養成研修を行うなど、医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていける環境づくりに努める。	・医療的ケア児の支援者に対して基礎知識やノウハウ等についての研修を行うほか、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成します。		
35	医療的ケア児等総合支援事業(医療的ケア児支援センター事業)	医療的ケア児等支援センターが医療的ケア児及びその家族等からの相談対応を一元的に担うほか、地域での支援が円滑に行われるよう関係機関の連絡調整等を行う。	・医療的ケア児等支援センターが、一元的な相談窓口として医療的ケア児及びその家族等からの相談対応を行うほか、地域での支援が円滑に行われるよう関係機関の連絡調整等を行うことで、医療的ケア児及びその家族等が地域で安心して暮らしていけるよう取り組みます。 ・相談対応の際には、必要に応じて自殺対策に係る相談先一覧等のリーフレットを手渡すなど、適切な相談機関を案内します。	くらし保健福祉部	障害福祉課
36	市町村地域障害児支援事業	地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化、また医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。	・在宅の重度心身障害児等の家族等への負担軽減が図られることにより、自殺リスクを軽減することにつながる可能性があります。		
番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
37	こども総合療育センター運営事業	障害児全般にわたる総合相談窓口を備え、発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児に対して、外来による診療・療育を行うほか、来所が困難な離島及び遠隔地の心身障害児を主な対象に巡回療育相談を行う。	・相談対応の際に、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを手渡すなど、適切な相談機関を案内します。 ・支援者向けの研修の際に、必要に応じて相談窓口を記載したリーフレットを研修受講者に配布します。	くらし保健福祉部	障害福祉課
38	児童発達支援利用者負担軽減対策事業	認定こども園・幼稚園・保育所に在籍しながら児童発達支援を利用している児童の保護者に対し、経済的な負担軽減を図るため、利用者負担額の一部を助成する。	・保育所等に在籍しながら児童発達支援を利用している児童の保護者には、二重の経済的負担が生じていることから、経済的理由により児童発達支援の利用を諦めることがないよう、利用者負担額の一部を助成し、経済的な負担軽減を図ります。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
39	女性健康支援センター事業	・思春期から更年期に至る女性の健康に関する相談窓口を設置 一般健康相談窓口：県保健所 専門相談窓口：県助産師会 ・思春期健康教育の実施	・思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科疾患や更年期障害、妊娠・出産についての悩み等に関する相談窓口を設置し、女性の健康を支援します。	くらし保健福祉部	子ども家庭課
40	子ども食堂立上げ応援プロジェクト	子ども食堂の更なる普及を図るため、新規開設のきっかけづくりのための子ども食堂の出張開催や新規開設に要する経費の助成、周知啓発など、子ども食堂を総合的に支援する。	・困難を抱える子どもたちや親を含め、多世代交流や地域における居場所となる子ども食堂への支援に取り組めます。 ・子どもの生活支援対策や子ども食堂の情報を掲載したリーフレット等を作成し、子ども食堂等へ配布します。		子育て支援課
41	子ども・家庭110番設置事業	児童の健全育成のために、県全域の児童及びその家庭に関する問題について、電話による相談・援助活動を行う。	・子育てに関する不安や子ども自身の悩みに関する相談に対応します。	くらし保健福祉部	子ども家庭課
42	家庭児童相談室設置事業	家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を地域振興局等に設置し、社会福祉主事及び家庭相談員が児童の各種相談に応じる。	・家庭での育児養育の方法や、児童と家庭との人間関係に関する相談に対応します。		子ども家庭課
43	地域子育て支援センター職員等研修事業	複雑・多様化する子育て環境や親のニーズに対応するため、拠点従事職員の資質の向上を図る。	・研修時に相談窓口を記載したリーフレット等を研修受講者へ配布します。		子育て支援課
44	児童健全育成対策事業	放課後児童クラブの設置促進や放課後児童支援員認定資格研修等の実施	・放課後児童支援員等を対象とした研修において、相談窓口を記載したリーフレット等を研修受講者へ配布します。		
45	若者就職サポートセンター管理運営事業	若年者の雇用環境の改善を図るため、「若者就職サポートセンター」を設置して、就職情報の提供や職業相談等を実施する。	・「若者就職サポートセンター」に、自殺対策に関する相談先情報を掲載したリーフレット(障害福祉課作成)を設置することで、相談先情報の周知を行います。	商工労働水産部	産業人材確保・移住促進課
46	生徒指導対策総合推進事業	不登校やいじめの問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、専門家等の活用や各学校における啓発等を通じて、生徒指導上の問題行動の解決を図る。	・臨床心理士をスクールカウンセラースーパーバイザーとして、県教育庁内に配置し、専門的な見地からの助言等により、生徒指導上の諸課題に対応するとともに、必要に応じて学校への緊急派遣や困難事案への対応や情報収集を行います。 ・小・中・高校・特別支援学校の不登校や、いじめなどの問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、全ての公立の小・中学校、県立高校、特別支援学校に派遣します。 ・県立学校にかかる事案及び市町村立学校における困難事案について、広域スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉等関係機関との連携により児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働きかけて支援を行います。 ・いじめの早期発見や早期対応等について記載した「いじめ対策リーフレット家庭用」を県のホームページに掲載し、保護者に周知します。	教育委員会	義務教育課・高校教育課・特別支援教育課
		重大事態発生時のいじめ防止等対策委員会による調査及びいじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営を行う。	・いじめ問題対策連絡協議会において、いじめの防止等に関して関係機関及び団体との連携を図る。 ・いじめ問題対策連絡協議会において、いじめの防止等に関して関係機関及び団体との連携を図ります。		高校教育課・特別支援教育課
		誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、児童生徒が悩みを抱えたときに相談できる体制を整えるとともにSOSの出し方に関する教育を行うことで、児童生徒の自殺の未然防止を図る。	・高等学校に臨床心理士等を派遣し、自殺の未然防止に関する職員研修を実施するとともに、生徒の悩み等に対応するため相談の場を設定します。 ・県内の公立中学校、高等学校、特別支援学校等の生徒を対象にSNSを活用した、命に関わることなど様々な悩みの相談・通報窓口を設置します。 ・児童生徒が問題や悩みを抱えた時にどのような方法で助けを求めるとともに、具体的なかつ実践的な方法を学ぶ機会を提供するSOSの出し方に関する教育を行うとともに、教職員や保護者に対するSOSの受け取り方についても啓発を行います。		義務教育課・高校教育課・特別支援教育課
47	かごしま教育ホットライン24(総合教育センター)	幼児児童生徒、保護者や教育関係者などに対して、関係機関と連携を図り教育相談を行うとともに電話相談については24時間体制を整備する。	・いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者等が、夜間・休日も含めて24時間いつでも相談できる体制を整備し、問題の早期対応、早期解決を図ります。	教育委員会	義務教育課

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
48	人権教育研修事業	採用2年目の全ての教職員等を対象とした研修会の開催や、人権教育に関する各種研修会へ教職員等を参加させるなど、教職員等の人権問題に対する正しい理解と認識を深める。	・人権教育の視点から研修等の内容に自殺対策に関する内容を盛り込むようにします。	教育委員会	人権同和教育課
49	人権教育推進事業	学校の管理職や人権教育担当者等を対象とした研修会の開催や、人権教育資料を作成し全教育関係職員に配布するなど、学校等における人権教育を推進する。	・人権教育の視点から研修等の内容に自殺対策に関する内容を盛り込むようにします。		
50	人権教育開発事業	国の委託を受け、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を行う地域や、人権教育の実践的な研究を推進する研究指定校を配置し、その研究成果を県内外に普及する。	・人権教育の視点から研修等の内容に自殺対策に関する内容を盛り込むよう依頼します。		
51	少年非行防止・保護総合対策事業	非行問題やいじめなどの少年に関する悩みごと相談に対し、助言等を行う	・人身安全・少年課少年サポートセンターにおいて実施しているヤングテレフォンなどの少年相談活動により、自殺のおそれのある早期把握をするとともに、少年や保護者に対する助言を実施します。	警察本部	人身安全・少年課
4 被雇用者・勤め人に対する取組					
番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
52	きらめき職員・職場づくり事業	・新規採用職員研修(前期・後期) ・一般職員研修 ・主査研修 ・新任係長研修 ・新任課長補佐研修 ・新任課長級研修	・職員階層別研修において、メンタルヘルスに対する基礎知識等を学ぶ場を提供します。	総務部	行政経営推進室
53	職場におけるジェンダー平等推進事業	企業経営者等を対象としたフォーラムの開催、女性活躍に積極的に取り組む企業の表彰を通して、男女がともに働きやすい職場づくりを推進	・セミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。	男女共同参画局	男女共同参画室
54	県女性活躍推進会議事業	経済団体や行政等の多様な主体で構成する鹿児島県女性活躍推進会議の活動を通じて、女性の活躍推進に向けた取組を推進するとともに、市町村の取組を支援する。	・会議等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、出席者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。		
55	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	生活上の様々な困難を抱える女性の就労や社会参加に向けた支援を図るため、民生委員等関係者を対象に県内各地で開催される研修会に講師を派遣するほか、専門の相談員による相談対応を行う。	・性別による固定的な役割分担意識は日常生活に重圧を与え、自殺のリスクにつながる可能性があります。 ・セミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。 ・民生委員等を対象とした研修会の開催及び専門の相談員による相談対応を行うことで、相談者に寄り添った支援ができるなど相談者の自殺リスクの低減に寄与できる可能性があります。		
56	健康寿命延伸総合対策事業	循環器病をはじめとする生活習慣病及びロコモティブシンドロームの発症・重症化を予防し、県民の健康寿命の延伸を図るため、関係団体や産業界と連携して、県民の生活習慣の改善や健康づくりを支援する社会環境の整備を推進する。	・地域保健と産業保健、学校保健等の連携により、それぞれのライフステージや生活の場に応じたこころの健康の保持・増進に努めます。	くらし保健福祉部	健康増進課
57	かごしま「働き方改革」推進事業	県内企業向けの実践講座の開催や、「かごしま『働き方改革』推進企業」認定制度等により、県内企業の「働き方改革」に向けた積極的な取組を促進する。	・「働き方改革」にはメンタルヘルス対策も含まれるため、「働き方改革」の啓発の取組に(過労死対策と同様に)自殺対策を盛り込むことで、労働問題に関わる自殺について啓発を行います。	商工労働水産部	雇用労働課
58	労働問題相談事業	課内に労働問題相談員として社会保険労務士を配置して、労働相談に対応する。	・相談対応時に相談者の希望に応じて、自殺対策に関する相談先情報の提供を行います。		
59	労使関係安定促進事業	労使関係の安定促進を図るため、労働セミナーの開催や労使関係の調査分析等を行う。	・労働セミナーに、(過労死対策と同様に)自殺対策に関する内容を盛り込むことで啓発を行います。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
60	労使関係近代化促進事業	労使関係の合理化等を図るため、「労働かごしま」の発行や県内企業の労働条件等の実態調査を実施する。	・隔月刊の広報誌「労働かごしま」に記事を掲載することで、県民に対する啓発を行います。(障害福祉課に紙面提供)。	商工労働水産部	雇用労政課
61	メンタルヘルス講座講師派遣事業	教職員の研修会に講師を派遣し、メンタルヘルス講座を実施	・精神科医師やメンタルヘルス専門家を講師として迎え、個々に応じた心身のセルフケアの在り方や管理職としての職場環境づくりの提案を受けたり、ストレスやメンタルヘルスに対する基礎知識を学ぶ場を提供します。	教育委員会	総務福利課
62	教職員相談事業	① 教職員よろず相談 教職員とその家族等の様々な悩み相談に、面接や電話・文書・メールで相談員が対応 ② メンタルヘルス相談 教職員とその家族等のこころの健康についての相談に、面接や電話でメンタルヘルスカウンセラー(精神科医師)が対応	・経験豊富な相談員等から家庭生活や職場における精神的・経済的な悩み等諸問題についてアドバイスを受けることができる「教職員よろず相談」や、精神科医師による「メンタルヘルス相談」を実施するとともに、県のホームページに相談先を掲載するなどして事業の周知を推進します。		
5 生活困窮者に対する取組					
番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
63	滞納整理対策事業	滞納者への催告や差押え等の滞納処分の実施	・県税滞納者との納税相談において、生活困窮者と思われる事案については、地方税法第15条の7各号に基づく、滞納処分の執行停止を検討するほか、債務整理の必要がある場合においては、法テラス等への相談を案内し、滞納者の生活再建を促します。 ・各地域振興局・支庁に相談先一覧等のリーフレットを準備し、必要に応じて相談者等に配布します。	総務部	税務課
64	県税賦課徴収事業	県税の賦課徴収及び広報等	・県税滞納者との納税相談において、生活困窮者と思われる事案については、地方税法第15条の7各号に基づく、滞納処分の執行停止を検討するほか、債務整理の必要がある場合においては、法テラス等への相談を案内し、滞納者の生活再建を促します。 ・各地域振興局・支庁に相談先一覧等のリーフレットを準備し、必要に応じて相談者等に配布します。		
65	多重債務者対策	・消費生活センター等における多重債務相談の受付 ・多重債務者対策庁内連絡会議の開催 ・鹿児島県多重債務・ヤミ金融等対策協議会の開催 ・借金・債務整理に関する無料法律相談会の開催	・多重債務者についての相談受付や多重債務者に関する啓発を行うほか、「多重債務者対策庁内連絡会議」及び関係機関・団体が構成する「鹿児島県多重債務・ヤミ金融等対策協議会」において、情報交換等を行うとともに、連携して問題の解決に取り組みます。 ・借金・債務整理に関する無料法律相談会を開催し、無料法律相談のほか、精神保健福祉窓口と連携し、多重債務やギャンブル等依存症により精神的な不安を抱えている方を対象とした「こころの悩み相談」を行います。	男女共同参画局	消費者行政推進室
66	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者からの相談に対応して支援プランを作成し、関係機関との連携により就労支援等を実施する。	・自立相談支援機関において、自殺リスクの高い住民情報を把握した際に、自殺対策関連リーフレットを配布するとともに、必要に応じて自殺対策窓口へ同行するなど、相互に連携を図り適切に支援します。	くらし保健福祉部	社会福祉課
67	障害者施設等工賃向上計画推進事業	県工賃向上計画に基づき就労支援事業所の工賃水準の向上を図るため、事業所等が連携・協働して組織する共同受注窓口における情報提供体制の整備や障害者就労施設の農業分野への参入等の支援を行う。	・経済的要因による自殺の減少に資するため、県工賃向上計画に基づき、就労支援事業所の工賃水準の向上を図ります。		障害福祉課
68	障害者就業・生活支援センター運営事業	障害者の自立を促進するため、職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者に対し、就業や就業に伴う日常生活・社会生活上の支援を行う。	・就業に伴う悩みによる自殺の減少に資するため、相談窓口を記載したリーフレットを窓口に置きます。		

番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
69	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給する。	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育する者に手当を支給します。		
70	ひとり親家庭等就労支援対策事業	【ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業】 ・就業支援員を配置し、無料職業紹介事業所として職の紹介、情報提供を行うほか、就業支援講習会を実施する。 ・養育費や面会交流等に関する無料相談 【ひとり親家庭自立支援給付金事業】 ・ひとり親家庭の主体的な職業能力開発の取組に対し、給付金を支給する。 【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】 ・就職に有利な資格の取得を目指すため、高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の親に対し、必要な資金の貸付を行う。	【ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業】 ・ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭の親に対して、就業に関する指導や助言を行うとともに、就業支援講習会等を開催します。 【ひとり親家庭自立支援給付金事業】 ・ひとり親家庭の親の就業を促進するため、職業能力開発の講座受講料の一部や養成機関での資格取得期間中の生活費の一部を支給します。 【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】 ・ひとり親家庭の自立促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行います。	くらし保健福祉部	子ども家庭課
71	小規模対策事業	・経営指導員等を設置して行う巡回・窓口相談、講習会等による指導 ・研修の開催等による経営指導員の資質向上	・商工会等による巡回・窓口相談指導及び、経営安定特別相談室において、倒産のおそれのある事業者等からの相談への対応を行うほか、自殺対策に関する相談先の情報を、事業者向け講習会等におけるリーフレット配布等により周知を行います。	商工労働水産部	商工政策課
72	中小企業連携組織推進指導事業	・組合の設立支援、組合運営の指導及び助言 ・専門家を活用した講習会及びセミナーの開催 ・専門研修の受講による中央会職員の資質向上	・経営に関する様々な課題を抱える事業者や事業協同組合等からの相談への対応等を行うほか、自殺対策に関する相談先の情報を、事業協同組合等向け講習会等におけるリーフレット配布等により周知を行います。		
6 女性に対する取組					
番号	事業名	概要	自殺対策に資する取組内容	部局	担当課
73	配偶者等からの暴力対策推進事業	配偶者からの暴力の防止及び被害者支援のため、県民に対する広報・啓発を行うとともに、配偶者暴力相談センターに助言や支援を行うコーディネーターを派遣するなど、相談体制の充実を図る。	・性別による固定的な役割分担意識やDVは日常生活に重圧を与え、自殺のリスクにつながる可能性があります。 ・セミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。 ・相談員に対する助言・支援を行うことで、相談者に寄り添った支援ができるなど相談者の自殺リスクの低減に寄与できる可能性があります。 ・配偶者等からの暴力被害者の多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、被害者支援の更なる充実を図ります。	男女共同参画局	男女共同参画室
74	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	生活上の様々な困難を抱える女性の就労や社会参加に向けた支援を図るため、民生委員等関係者を対象に県内各地で開催される研修会に講師を派遣するほか、専門の相談員による相談対応を行う。	・性別による固定的な役割分担意識は日常生活に重圧を与え、自殺のリスクにつながる可能性があります。 ・セミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。 ・民生委員等を対象にした研修会の開催及び専門の相談員による相談対応を行うことで、相談者に寄り添った支援ができるなど相談者の自殺リスクの低減に寄与できる可能性があります。		
75	女性のエンパワーメント事業	様々な分野での女性の参画を促進するため、各種セミナーを開催し、能力向上やネットワークの構築を支援する。	・セミナー等において、自殺対策に関連するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配付します。		
76	「かごふれホットライン」オンライン相談支援事業	孤立感や不安を抱えた若年妊婦等が身近に相談できるオンライン相談窓口を設置し、妊娠等に関する正しい情報の提供や予期しない妊娠等への相談支援を行う。	孤立感や不安を抱えた若年妊婦等が身近に相談できるオンライン相談窓口である「かごふれホットライン」を設置し、予期しない妊娠等への相談支援を行うとともに、支援が必要な妊産婦に対して、医療機関や市町村等の関係機関と連携して支援を行います。	くらし保健福祉部	子ども家庭課
77	配偶者暴力相談支援対策事業	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、各般の相談に応じ、必要な指導、一時保護、情報の提供その他の援助等を行う。	・配偶者からの暴力の被害者をはじめ、困難な問題を抱える女性からの相談を受けるとともに、必要に応じて、保護等を行います。 ・相談窓口を紹介するカード型のリーフレットを作成し、公共施設、学校及び商業施設等に設置し、広く周知を図ります。		

相談窓口一覧

主に鹿児島県自殺対策リーフレットに記載されている相談窓口の一部を掲載しています。

分野	相談窓口	電話番号等	相談内容
こころの健康に関する相談	県精神保健福祉センター	099-218-4755	さまざまなこころの悩み、依存症等についての相談
	こころの電話	099-228-9566 099-228-9567	精神的不安等、心の悩みごとに関する相談
	鹿児島いのちの電話	099-250-7000	自殺などのさまざまな困難を抱え、ひとり悩む方々の相談
	自殺予防情報センター	099-228-9558	自殺を考えている方の相談、大切な人を自死によって亡くされた方の相談 等
青少年、子どもに関する相談	県精神保健福祉センター	099-218-4755	思春期相談(精神科医)
	中央児童相談所	099-264-3003	養護、育成、非行、心身障害、里親等の子どもに関する相談
	大隅児童相談所	0994-43-7011	
	大島児童相談所	0997-53-6070	
	子ども・家庭110番	099-275-4152	子育て、非行、いじめ・不登校等の相談
	かごしま子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)	099-257-8230	不登校、ひきこもり、ニート、フリーター、ヤングケアラー等の相談
	かごしま教育ホットライン24	0120-783-574	いじめ、不登校、子どもに関する相談
NPO法人ネットポリス鹿児島	スマートフォンアプリ「LINE」のID検索ID: meyasubako	若年層(39歳以下)に関するさまざまな悩み	
男女間の問題に関する相談	県男女共同参画センター	099-221-6630	性別に起因する、夫婦・家庭・生き方の悩み、DV等の相談
	県女性相談センター	099-222-1467	暴力などを受けている女子等の相談
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	女性をめぐる人権問題(DV、セクハラ等)
高齢者に関する相談	最寄りの地域包括支援センター		認知症に関すること、高齢者やその家族の方々の心配ごと、悩みごと
多重債務に関する相談	鹿児島県消費生活センター	099-224-0999	多重債務等の相談、その他消費生活全般に関する相談
	大島消費生活相談所	0997-52-0999	多重債務等の相談、その他消費生活全般に関する相談
	九州財務局鹿児島財務事務所	099-227-5279	多重債務等の相談
	県弁護士会	099-226-3765	多重債務等の相談
	県司法書士会	099-256-0335	多重債務等の相談
労働に関する相談	鹿児島労働局総合労働相談コーナー	099-223-8239	個々の労働者と事業主と間の民事的なトラブルの相談 解雇、雇止め、配置転換、いじめ、いやがらせ、労災保険等に関する相談 等
	鹿児島総合労働相談コーナー	099-214-9175	
	鹿屋総合労働相談コーナー	0994-43-3385	
	川内総合労働相談コーナー	0994-22-3225	
	加治木総合労働相談コーナー	0995-63-2035	
	名瀬総合労働相談コーナー	0997-52-0574	
	最寄りのハローワーク		就業に関する相談 職業相談、職業紹介、求人受付、障害者に対する職業相談、職業訓練の相談 等
鹿児島産業保健総合支援センター	099-252-8002	産業保健相談員による相談	

分野	相談窓口	電話番号等	相談内容
身体 ^の 健康・障害等に関する相談	県難病相談・支援センター	099-218-3133	療養上の悩みや不安等に関する相談, 各種公的手続き, 就労等に関する相談
	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	099-229-2324	身体障害者手帳, 補装具, 更生医療の相談
	障害者110番	099-228-6000	障害者・その家族の不安や悩みの相談
	県高次脳機能障害者支援センター	099-228-9568	高次脳機能障害に関する相談
	県障害者権利擁護センター	099-286-5110	障害者への虐待の通報・相談, 障害者及び養護者支援のための情報提供等
	県女性健康支援センター(県助産師会)	099-210-7559 (火・木・土・日) josei@pref.kagoshima.lg.jp(随時)	妊娠(予期しない妊娠など), 出産, 子育て, DV, 更年期, 性行為感染症などに関する電話・メール相談
その他(人権問題等)の相談	犯罪被害者等支援総合窓口(県くらし共生協働課)	099-286-2523	犯罪被害者等の相談内容に応じた個別相談窓口の案内
	かごしま犯罪被害者支援センター(かごしま県民交流センター)	099-226-8341	犯罪被害者等からの電話, 面接相談, 心理カウンセリング
	性犯罪被害110番	#8103	わいせつ, ちかん等の性犯罪被害等の相談
	鹿児島地方法務局人権擁護課	099-259-0684	人権問題に関する全般的な相談
	交通事故相談所	099-285-2526	交通事故に関する相談(交通事故の損害賠償額の算出, 示談の進め方, 保険の請求に関する相談等)
	性暴力被害者サポートネットワークかごしま「通称: FLOWER」	099-239-8787 #8891	性犯罪・性暴力被害に関する電話相談, 面談相談等

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵^{かん}養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

「自殺総合対策大綱」のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響を踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 重点施策の拡充内容については、P.3・4
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
 9. 遺された人への支援を充実する
 10. 民間団体との連携を強化する
 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
 13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5⇒令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人(いのち支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

「自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが思い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等に集約される情報の活用等の検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子ども死亡検証(CDR: Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- **うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究**

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- **ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援**
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

3

「自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- **医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- **学校、職場等での事後対応の促進**
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- **遺児等への支援**
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- **民間団体の相談事業に対する支援**
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- **いじめを苦にした子どもの自殺の予防**
- **学生・生徒への支援充実**
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- **子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- **知人等への支援**
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- **子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
- **ハラスメント防止対策**
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

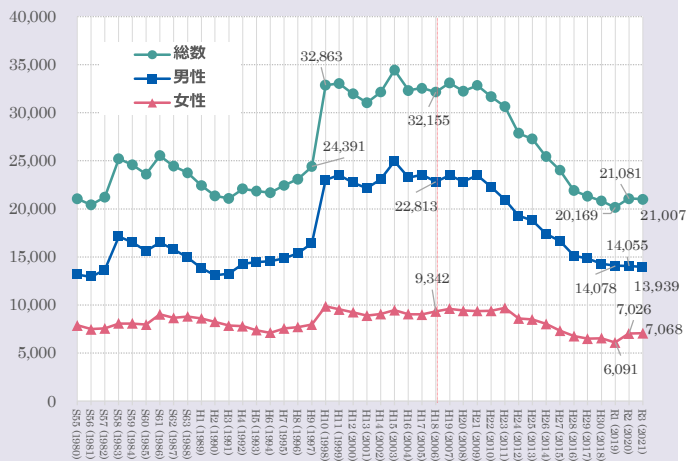
- **妊産婦への支援の充実** (新設)
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業による支援を推進
- **コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かい就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- **困難な問題を抱える女性への支援**

4

(参考) 自殺者数の推移

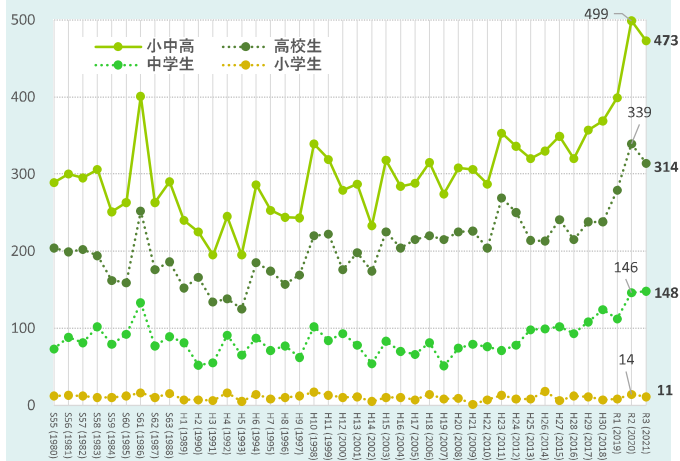
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和2年は自殺者総数が11年ぶりに前年を上回り、令和3年は女性の自殺者数が2年連続で増加。



小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっている。
- 令和2年には小中高生の自殺者数が過去最多となり、令和3年には過去2番目の水準となった。



鹿児島県自殺対策計画に係る年間評価(H30～R4)

1 数値目標の評価

評価指標	計画策定時	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	目標値	
自殺死亡率	19.0 (平成27年)	17.9	17.1	16.0	20.3	14.9 (令和5年)	13.3 (令和8年)

2 評価指標に基づく評価

基本施策	評価指標	計画策定時	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	評価	目標	備考
1 地域におけるネットワークの強化	県自殺対策連絡協議会の開催回数	1回 (平成29年度)	1回	1回	1回	1回	△	2回以上 (令和5年度)	県実施事業
	県自殺対策庁内連絡会議の開催回数	2回 (平成29年度)	1回	2回	1回	0回	△	2回以上 (令和5年度)	県実施事業
2 自殺対策を支える人材の育成	保健所における若年層向けゲートキーパー養成研修の開催回数	18回 (平成29年度:保健所全体)	7回 (保健所全体)	7回 (保健所全体)	9回 (保健所全体)	9回 (保健所全体)	△	20回以上 (令和5年度:保健所全体)	県実施事業
	自殺対策関係者研修会	2回 (2017年度)	2回	2回	1回	2回	○	2回以上 (令和5年度)	県実施事業
	県政出前セミナー開催回数	—	依頼なし	依頼なし	5回	3回	△	5回以上 (令和5年度)	県実施事業
3 住民への啓発と周知	「ゲートキーパー」の認知度	—	依頼なし	依頼なし	—	—	—	1/3以上※	県政出前セミナーでのアンケート等
	「自殺予防情報センター」, 「こころの電話」の認知度	—	依頼なし	依頼なし	—	—	—	2/3以上※	県政出前セミナーでのアンケート等
4 生きることの促進要因への支援	自殺未遂者支援関係者研修会の開催回数	—	0回	1回	1回	0回	△	1回以上/年 (令和5年度)	県実施事業
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	SOSの出し方教育の開催回数	—	8回/年	8回/年	8回/年	8回/年	○	8回/年	県実施事業

鹿児島県自殺対策計画に係る年間評価(H30～R4)

重点施策	指標	計画策定時	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	評価	目標	備考
1 高齢者に対する取組	退院調整に関する仕組みを設けている二次医療圏域数	1圏域 (平成27年度)	8圏域 (R2.3末)	9圏域 (R3.3末)	9圏域 (R4.3末)	9圏域 (R5.3末)	○	9圏域 (令和2年度)	出典:高齢者保健福祉計画
	介護予防に資する(週1回以上、運動を実施)住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	1.1% (平成27年度)	3.7% (R2.3末)	3.9% (R3.3末)	3.6% (R4.3末)	3.6% (R4)	×	10% (令和2年度)	出典:高齢者保健福祉計画
	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画に基づき地域ケア会議を実施している市町村数	—	32市町村 (R1.10)	33市町村 (R3.3末)	34市町村 (R4.3末)	37市町村 (R5.3末)	△	43市町村 (令和2年度)	出典:高齢者保健福祉計画
	自立支援・重度化防止等に資する地域ケア個別会議を実施している市町村数	—	41市町村 (R1.10)	37市町村 (R3.3末)	34市町村 (R4.3末)	37市町村 (R5.3末)	△	43市町村 (令和2年度)	出典:高齢者保健福祉計画
	認知症サポーターの養成数	157,123人 (平成30年9月時点)	179,385人 (R2.3末)	187,249人 (R3.3末)	196,667人 (R4.3末)	204,362人 (R5.3末)	○	180,000人 (令和2年度)	出典:高齢者保健福祉計画
2 生活困窮者に対する取組	経済・生活問題を理由とする自殺者数	52人 (平成27年)	31人 (R1年) (40.4%減)	33人 (R2年) (36.5%減)	46人 (R3年) (11.5%減)	43人 (R4年) (17.3%減)	△	40人以下 (令和5年) (21%以上減少)	自殺統計
3 被雇用者・勤め人に対する取組	被雇用者・勤め人の自殺者数	83人 (平成27年)	93人 (R1年) (12%増)	98人 (R2年) (18%増)	88人 (R3年) (6.2%増)	120人 (R4年) (44.5%増) ※	—	65人以下 (令和5年) (21%以上減少)	自殺統計
	教職員のメンタルヘルス研修参加者の評価(アンケート)	—	83.9%が「よかった」と回答	68.2%が「よかった」と回答	89.3%が「よかった」と回答	80.0%が「よかった」と回答	△	94%以上が「研修に参加してよかった」と回答	研修終了後のアンケート調査
4 子ども・若者に対する取組	若年層(39歳以下)の自殺死亡率(人口10万対)	8.5 (平成27年)	12.3 (R1)	14.1 (R2)	11.4 (R3)	13.5 (R4)	×	6.6(2023年) (21%以上減少)	人口動態統計
	SOSの出し方教育の開催回数(再掲)	—	8回/年	8回/年	8回/年	8回/年	○	8回/年	県実施事業
5 ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組	がん相談支援センターの認知度	33.0% (平成29年度)	—	—	—	—	—	50% (令和5年度)	がん患者状況等調査
	公園管理職員研修会の開催回数	—	2回実施	0回	0回	0回	—	1回以上/年	県実施事業

※ 令和4年から集計方法が変更となり、「被雇用者・勤め人」は「自営業・家族従事者」と併せて「有職者」となった。

鹿児島県自殺対策計画
(令和6年度～令和10年度)
令和6年3月作成

発行：鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課
〒899-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
電話 (099-286-2754)
FAX (099-286-5558)